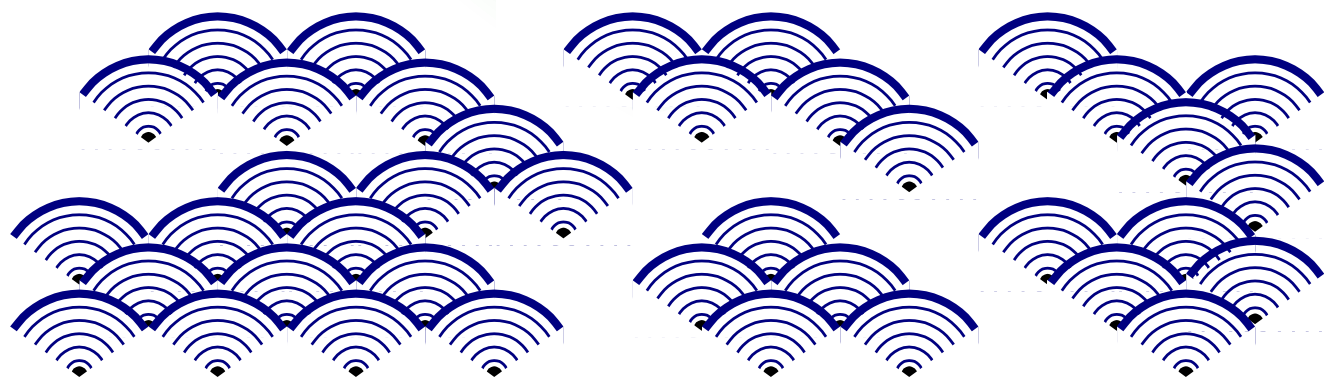


坂町環境基本計画

青い海・緑の山を次世代へ

共に育み、伝えるまち・さか



令和3年2月
坂 町

< 目 次 >

第1章 基本的な考え方

1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の役割と位置づけ	2
3. 計画の対象および期間	4
4. 計画の対象範囲	4

第2章 環境の現況

1. 坂町の概要	5
2. 生活環境	9
3. 自然環境	25
4. 快適環境	31
5. 地球環境	35
6. 環境保全活動	36

第3章 環境の将来像と基本目標

1. 環境の将来像	38
2. 基本目標	39
3. 施策の体系	40

第4章 項目別施策

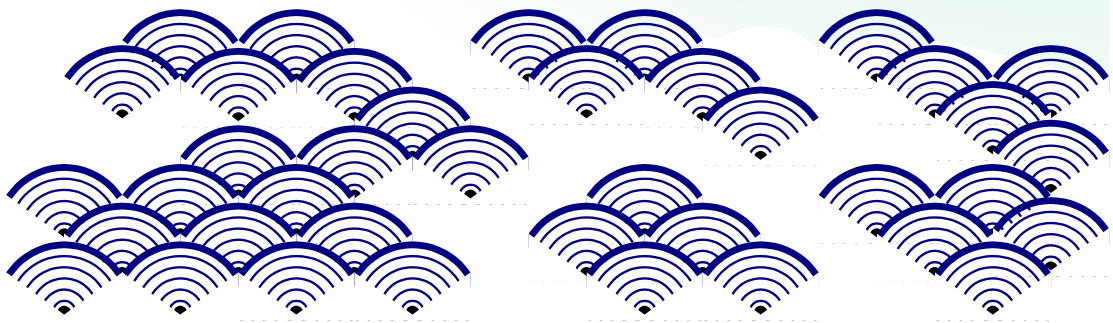
1. 生活環境	41
2. 自然環境	45
3. 快適環境	47
4. 地球環境	49
5. 環境保全活動	51

第5章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの設定	53
2. 重点プロジェクトの内容	54
3. 重点プロジェクト実施体制	55
4. スケジュール	56
5. 重点プロジェクトのイメージ	57



第1章 基本的な考え方



1. 計画の背景と目的

私達は、現在、大気汚染や水質汚濁、希少な野生生物の減少といった身近な環境問題や、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の環境問題に直面しています。また、近年、世界中で多くの自然災害が発生しており、これは地球温暖化による気候変動が原因ではないかと言われています。これらの環境問題の多くは、日常生活や社会経済活動に起因する部分が多く、自らの社会や生活を改めて問いただし、見直していく必要に迫られています。

このような環境問題に対応するため、国では平成 5 年に「環境基本法」が制定され、国全体の環境の保全に関する施策の基本的方向を示す計画が定められることとなりました。さらに平成 6 年には、循環・共生・参加及び国際的取組が実現される社会を構築することを長期的な目標として掲げた「環境基本計画」が策定され、平成 30 年には環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上等を具体化することを目指す第五次環境基本計画が制定されました。

広島県では、平成 7 年に環境の保全に関する基本理念や県民・事業者・行政の責務や施策の基本となる事項を定めた「広島県環境基本条例」を制定し、平成 9 年にはこの条例に基づく「広島県環境基本計画」を策定しました。「広島県環境基本計画」は平成 28 年改定の第 4 次計画を経て、現在は令和 3 年改定の第 5 次計画を策定中です。

一方、社会動向に目を向けると、平成23年3月に東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、平成24年には京都議定書第一約束期間が終了するなど、エネルギー問題を中心に環境施策は大きな転換期となり、平成27（2015）年9月に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択されました。

このような背景の中、拡大・深刻化する環境問題に対応し、SDGsと同じ方向性を持ち、町民・事業者・行政が連携・協働し、それぞれの立場から坂町の環境に関する取り組みを総合的、計画的に推進するため、今後の環境行政の基本となる計画として坂町環境基本計画を見直すものです。



写真 1-1 ベイサイドビーチ坂から望む瀬戸内海の風景

2. 計画の役割と位置づけ

2-1 計画の役割

本計画は、本町の環境に係る総合的かつ中長期的な施策の方向、その他環境の保全及び創造のために必要な事項を定めるものです。本計画には次のような役割があります。

<計画の役割>

1. 町の施策や町民、事業者の環境に配慮した行動の指針となるものです。
2. 町の環境に関する施策を計画的に推進するための指針となるものです。
3. 町の環境に係る個別計画の中心・基盤となるものです。

2-2 計画の位置づけ

本計画は、環境基本法第7条に規定される地方公共団体の責務として策定されるものです。また、同時に、地方自治法第2条第4項に基づく「総合計画」の分野別計画として位置づけられます。すなわち、本計画は、本町の環境の保全に関し、施策を策定し実施するための基本計画（マスタープラン）として、また、「坂町第5次長期総合計画」の環境に関する個別計画の最上位の計画として位置づけられます。

本計画と関連法令・計画との関係は、次のように整理できます。

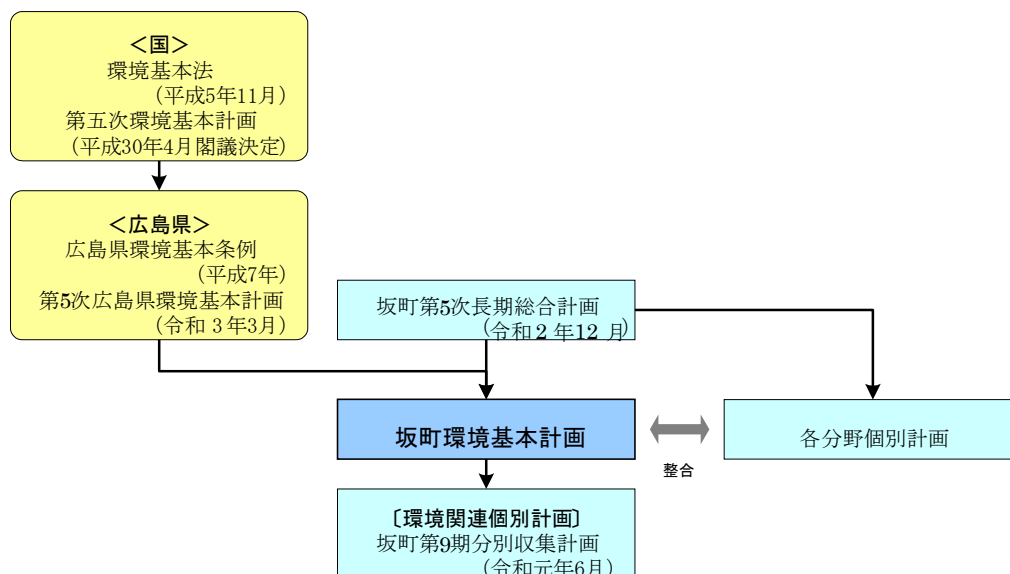


図 1-1 計画の位置づけ

2-3 上位計画

坂町第5次長期総合計画（令和2年12月）

まちづくりの基本理念、まちの将来像及び基本テーマに基づいて、以下の7つの施策の柱を掲げ、施策を展開していきます。

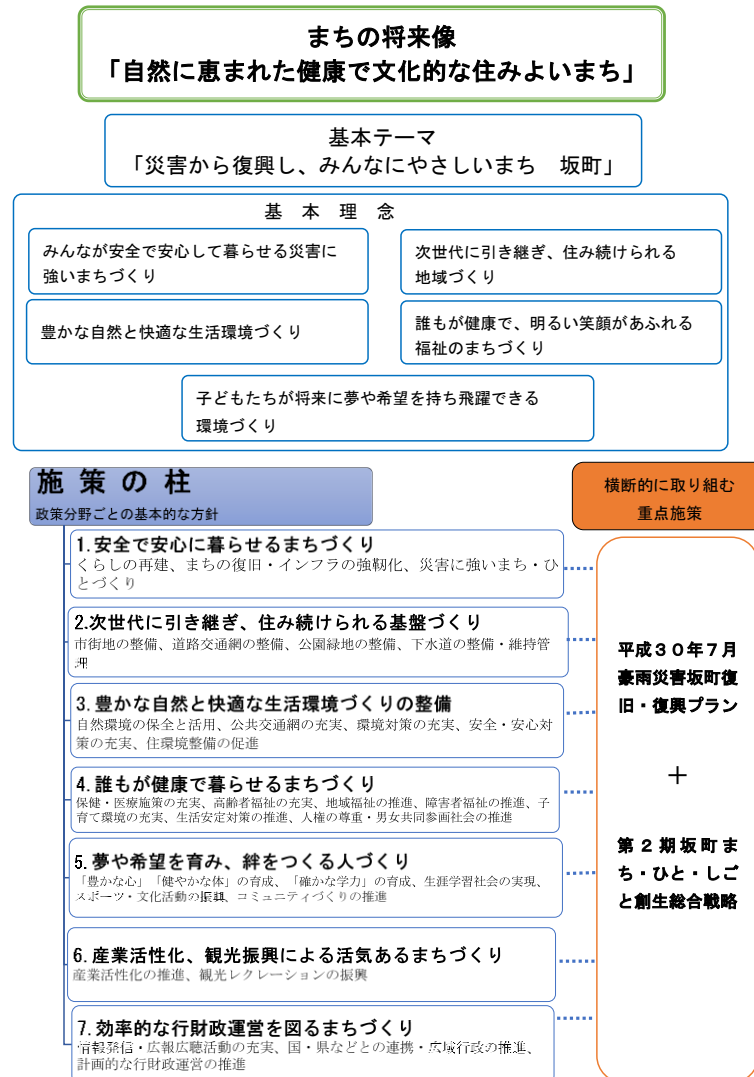


図 1-2 坂町第5次長期総合計画基本構想体系図

基本計画では、「豊かな自然と快適な生活環境づくりの整備」の中で、「環境対策の充実」の基本方針について以下のようにうたっています。

都市活動との調和を図りつつ、坂町の豊かな自然環境を保全する総合的な環境保全対策を進めるとともに、ごみの減量化を推進し、持続可能な「循環型社会」の構築を目指し、資源の有効利用とリサイクルを推進する体制づくりを進め、町民の環境保全意識の啓発と自主的な活動の支援に努めます。

3. 計画の対象および期間

本計画の対象とする地域は、坂町全域とします。また、対象とする主体は、町民・事業者・町です。

ただし、公共用水域※や廃棄物処理等、町を越えた対応が必要なものや、地球温暖化対策やエネルギー対策等、広い視点が必要なものなどは、必要に応じて広域的な対応を行いません。

本計画の計画期間は、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間とし、必要に応じて中間年度の令和 2 年度に見直しを行いません。なお、本町をとりまく社会情勢や環境問題に大きな変化が生じた場合は柔軟に見直しを行いません。

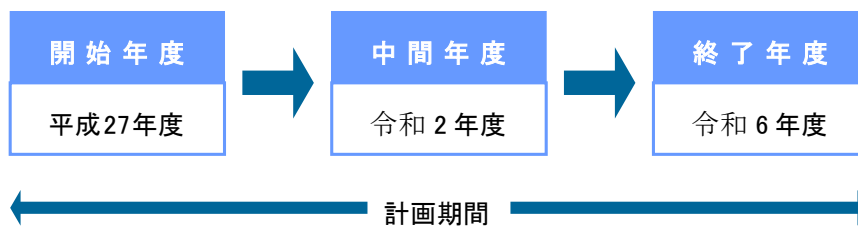


図 1-3 計画の期間

4. 計画の対象範囲

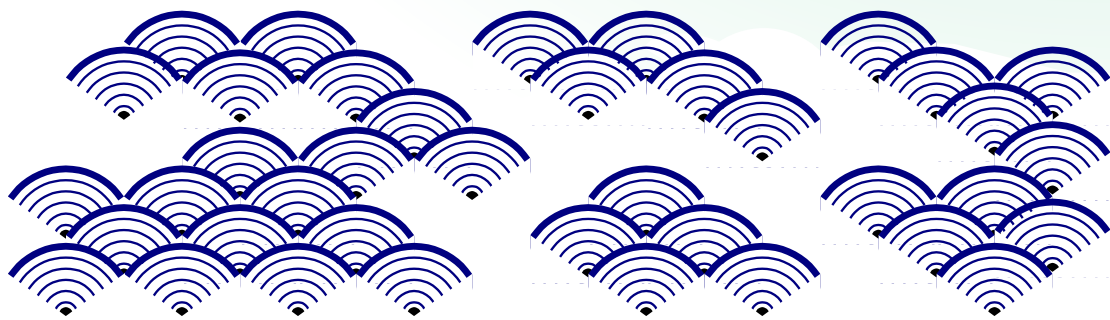
本計画で対象とする環境の範囲は、次の 5 つのものとします。

＜計画の対象範囲＞	
1. 水や大気、公害、廃棄物などの	生活環境
2. 森林や農地、動植物などの	自然環境
3. 景観や緑化、環境美化などの	快適環境
4. 地球温暖化などの	地球環境
5. 町民参加や環境学習などの	環境保全活動

5 つの対象のうち、「5. 環境保全活動」は、「1. 生活環境」から「4. 地球環境」までのすべての対象とする環境について関わってきます。



第2章 環境の現況



1. 坂町の概要

1-1 位置

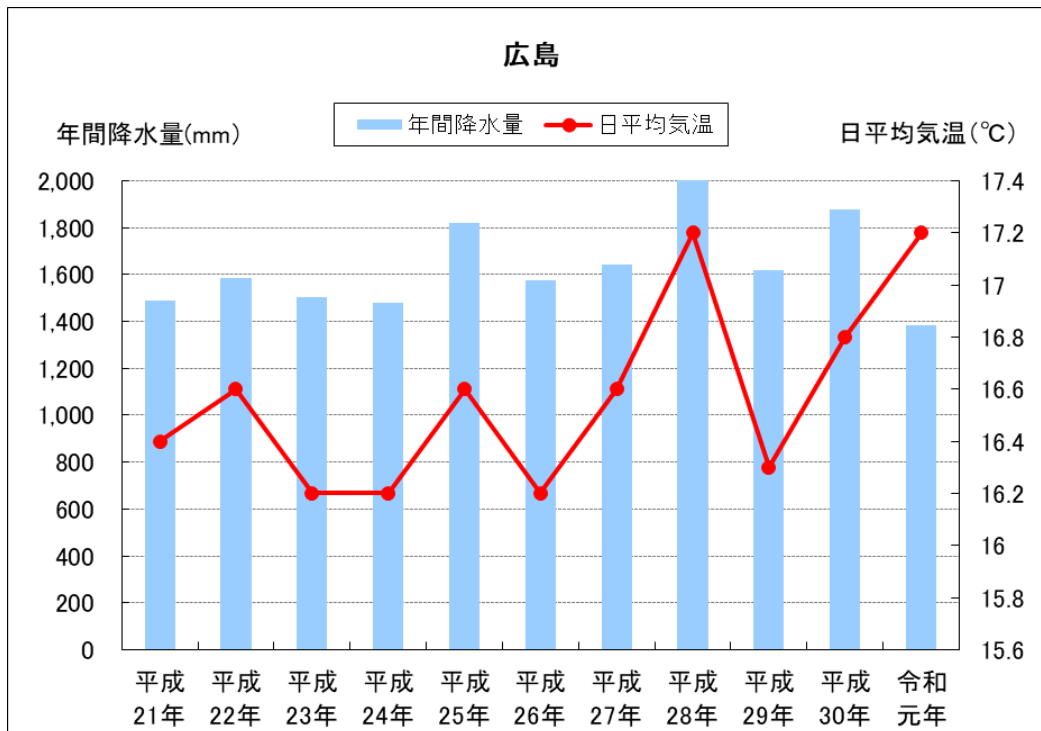
- 広島県安芸郡坂町は、広島県の南西部、安芸郡の南に位置し、中国地方の中心都市である広島市に広島湾を隔てて南側に位置しています。町境は、広島市安芸区および呉市に隣接し、行政面積は 15.69km² です。



図 2-1 位置

1-2 気象

- 気候は、日平均気温 17.2℃（令和元年）、年間降水量 1,381.5mm（令和元年）で、比較的少雨で温暖な瀬戸内海式気候に属しています。



資料：気象庁データ

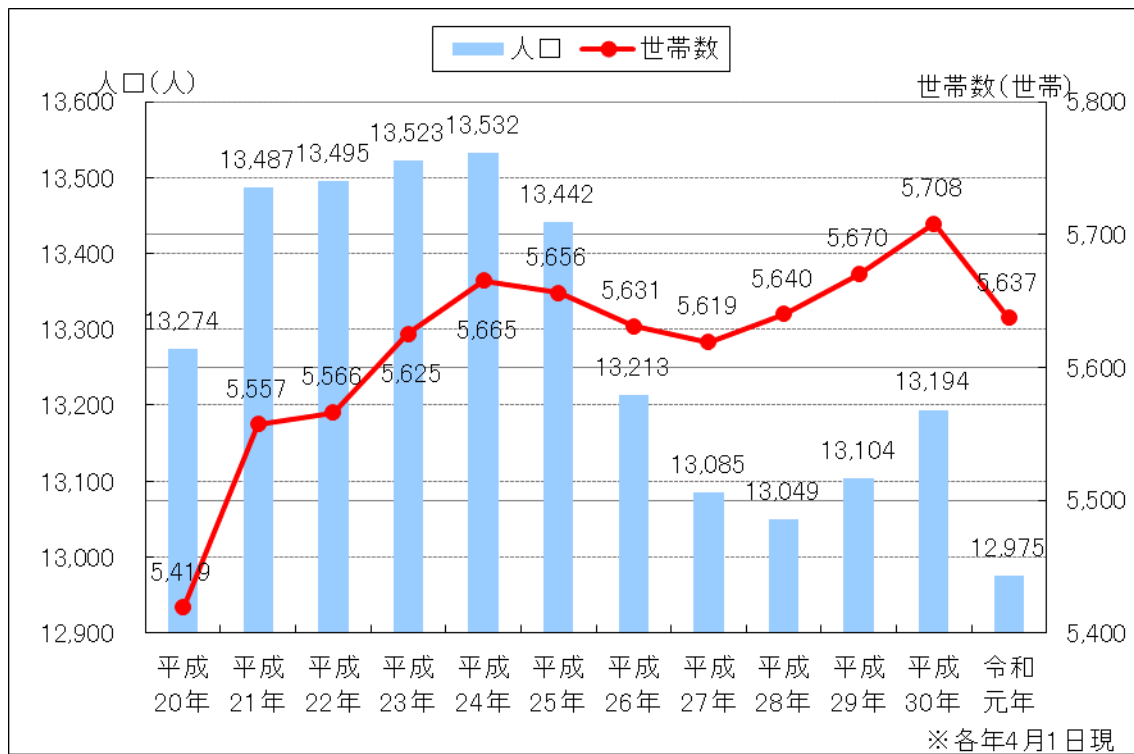
図 2-2 広島気象台での気象の推移

1-3 沿革

- 本町は、室町時代に安南郡養濃郷の一部を占める坂谷としてその名称が登場します。江戸時代には、浅野藩の所領に属し、寛永 15 年の浅野但馬守の検地では、戸数 95 戸、屋敷地は約 7 反 3 畝 15 歩（約 7,289m²）であったと記録されています。
- 干拓等による新田開発と漁業の発達とともに、明治 5 年には戸数 1,061 戸、人口約 5,400 人となりました。その後、大正 14 年に火力発電所が建設された後、木材工場、造船所等の企業進出により、工業が発展しました。
- 本町は、明治 21 年 4 月に坂村として村制を施行、昭和 25 年 8 月に町制を施行して現在に至っています。

1-4 人口

- 本町の人口は 12,975 人、世帯数は 5,637 世帯です。（令和元年 4 月 1 日現在）
- 本町では、大規模な住宅地の供給が行われなかったため、人口は昭和 45 年の 14,233 人をピークに減少傾向にありました。近年は、坂地区における開発等により増加傾向にありましたが、人口と世帯数は平成 24 年をピークに減少しており、今年は昨年に比べ、人口で 1.6%、世帯数で 1.2%の減少となりました。

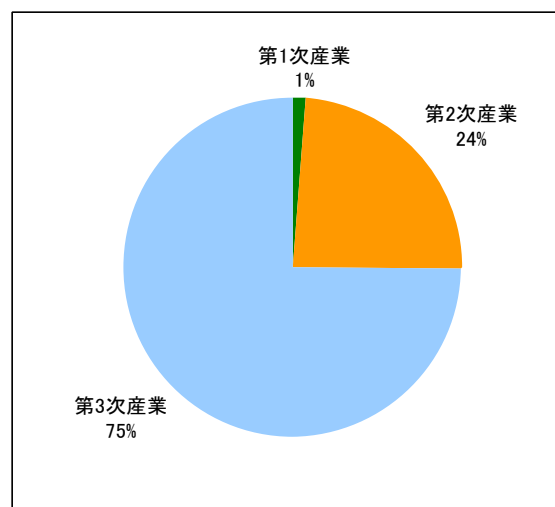


資料：坂町統計

図 2-3 人口・世帯数の推移

1-5 産業

- 本町の産業別就業者数の割合は、第1次産業が1%、第2次産業が25%、第3次産業が74%となっています。(平成27年国勢調査)
- 昭和40年以降の海面埋立てによる運輸関連企業の進出や、昭和59年の東部流通団地の完成により、現在は流通産業が主な産業となっています。

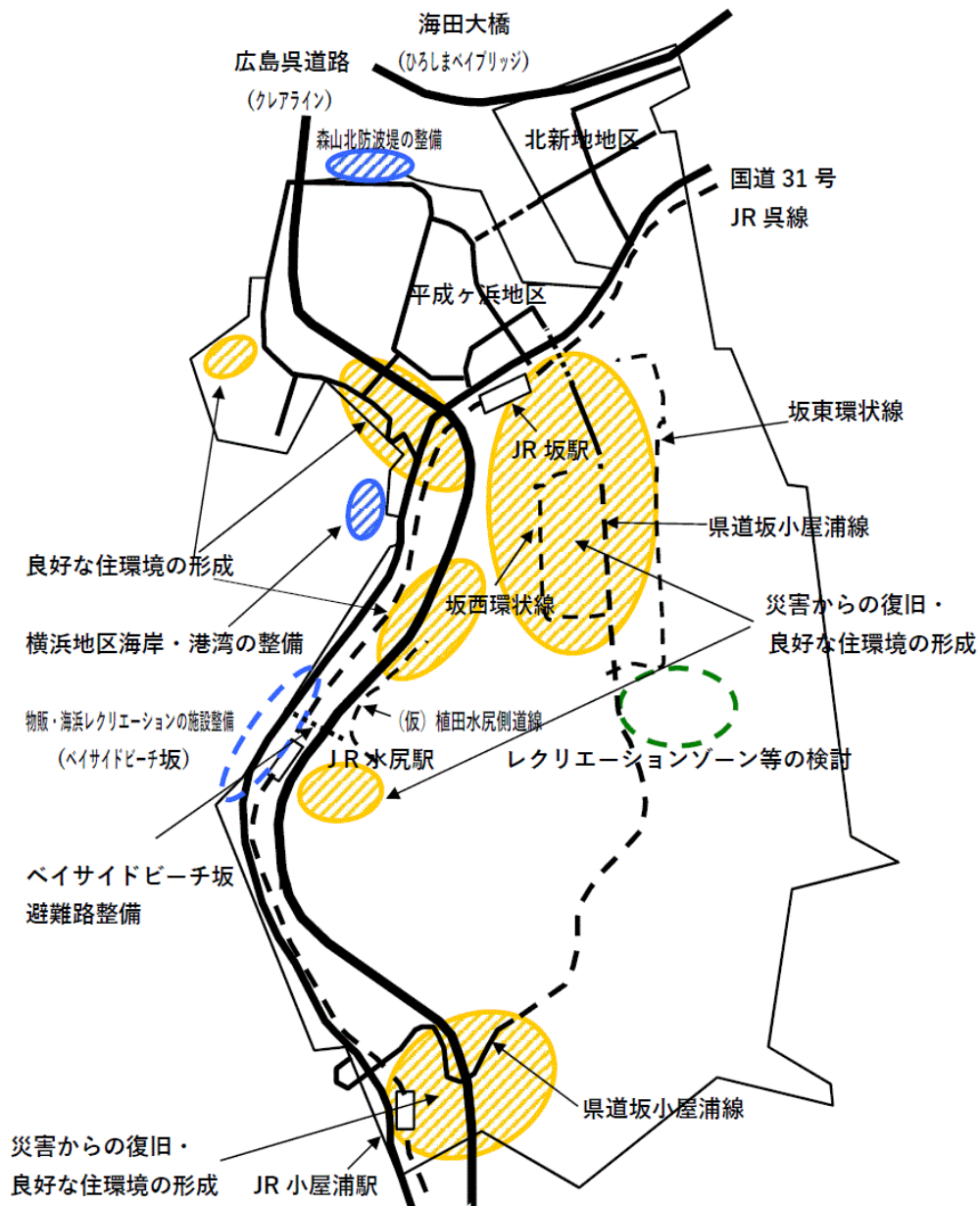


資料：平成27年国勢調査

図 2-4 就業者数

1-6 土地利用

- 平成9年に坂駅北側の広島港坂地区開発埋立造成工事が完成し、平成12年には坂駅の橋上化、自由通路が完成しました。この平成ヶ浜地区は坂町の中心拠点として、また広島都市圏東部の新拠点として、都市基盤整備が進められています。
- 横浜地区は良好な住環境の形成を推進し、坂地区・小屋浦地区は災害からの復旧・良好な住環境の形成を推進します。
- ベイサイドビーチ坂は海浜レクリエーションゾーンとして、南東部の丘陵地は森林体験レクリエーションゾーンとして位置づけます。横浜地区では海岸・港湾の整備を推進します。



資料：坂町第5次長期総合計画 基本構想

図 2-5 土地利用構想図

2. 生活環境

2-1 大気

- 本町では、坂小学校、横浜小学校、小屋浦ふれあいセンターの3地点に測定局を設け、降下ばいじん、二酸化硫黄[※]濃度、二酸化窒素[※]濃度の3項目について大気測定を行なっています。平成16～令和元年度の測定結果は以下のとおりでした。
- 降下ばいじんの平均値は、平成17年度以降は概ね1～3t/km²で推移しており、3ヶ所のうち横浜小学校で相対的に高くなっています。

※ 大気中の浮遊物質については、粒径が10μm以下の「浮遊粒子状物質」(SPM)[※]と粒径2.5μmを基準とする「微小粒子状物質」に環境基準[※]が設けられています。「降下ばいじん」とは、大気中の粒子のうち、自重または雨で地上に落下するものをいい、環境基準[※]は設けられていませんが、古くからの典型的な大気の公害項目であるため、町では計測を行なっています。

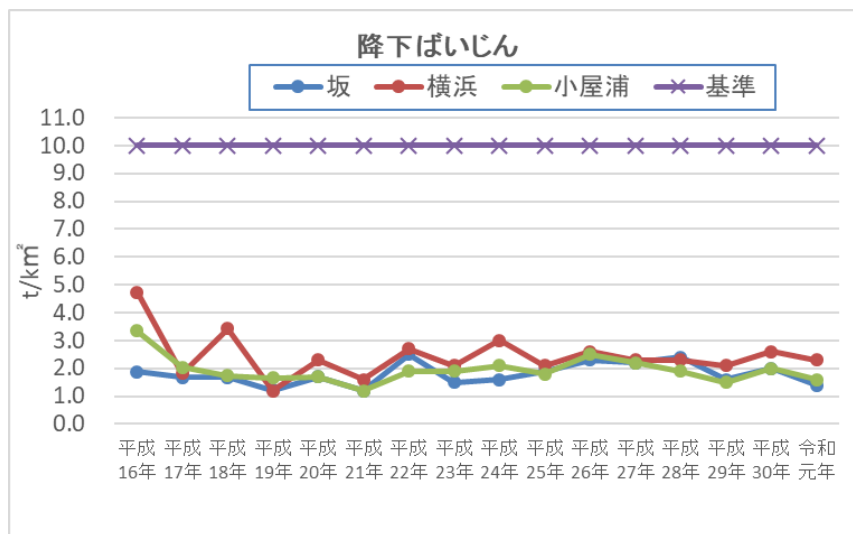


図 2-6 降下ばいじん測定結果

- 二酸化硫黄[※]の平均値は、概ね2～7ppbで推移しており、3地点のうち小屋浦ふれあいセンターで相対的に高くなっています。

※ 二酸化硫黄[※]の環境基準[※]は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」と定められていますが、本町には大気測定局がないため、定められた測定法(溶液導電率法又は紫外線蛍光法)とは異なる簡易的な測定を行っており、環境基準[※]との比較はできません。

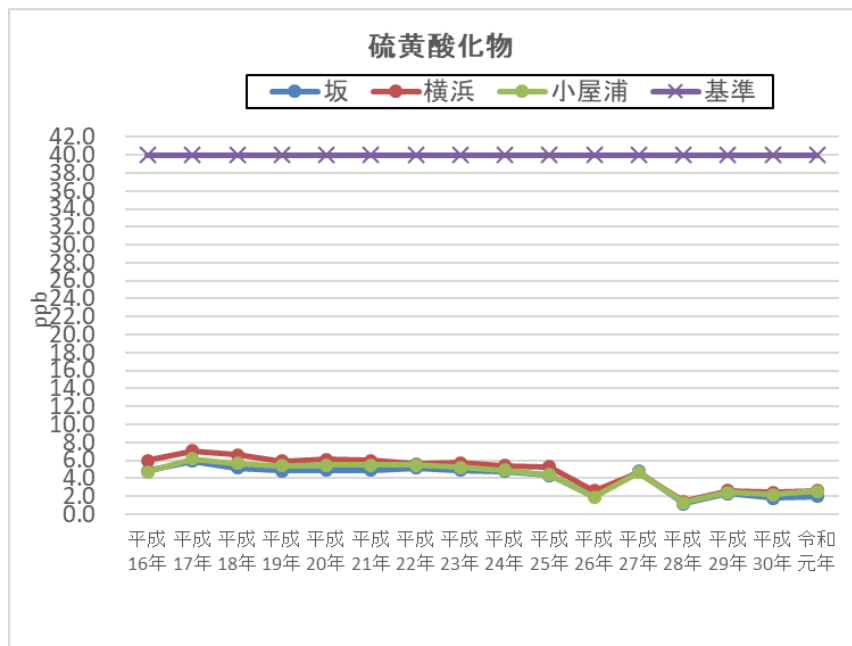


図 2-7 二酸化硫黄※測定結果

- 二酸化窒素※の平均値は、横浜小学校では概ね 14～25ppb で、坂小学校と小屋浦ふれあいセンターでは概ね 8～13ppb で推移しており、3 地点のうち横浜小学校で相対的に高くなっています。

※ 二酸化窒素※の環境基準※は、「1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。」と定められていますが、本町には大気測定局がないため、定められた測定法(ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法)とは異なる簡易的な測定を行っており、環境基準※との比較はできません。

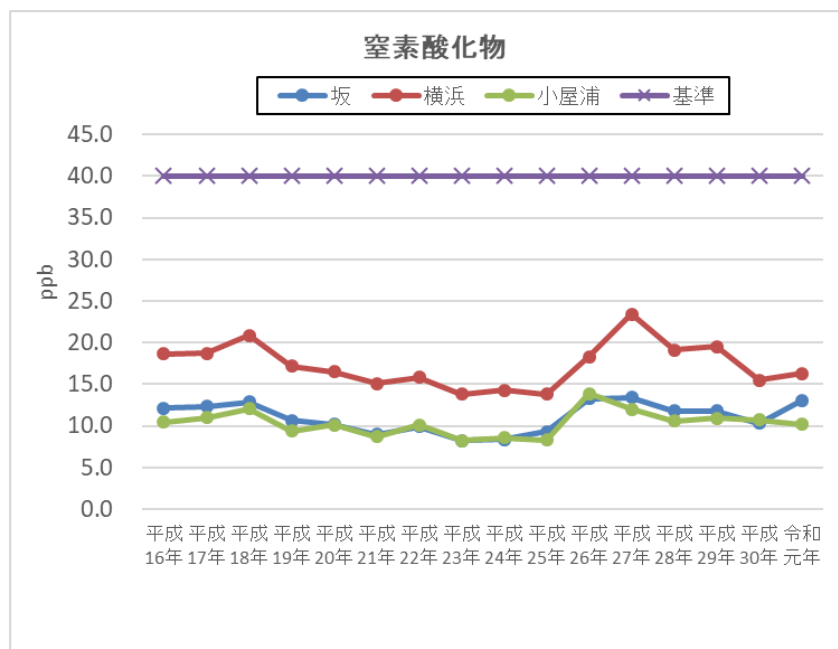


図 2-8 二酸化窒素※測定結果

2-2 水質

河川

- 本町では、高尾川、総頭川、伝田川、植田川、水尻川、天地川、向田川の 7 河川で水質調査を行っています。平成 16～令和元年度の BOD^{*}の測定結果は以下のとおりです。
- 植田川と向田川は水質の悪い時の値が突出しています。これは、流量が少ないため、同じ汚濁負荷でも相対的に BOD^{*}が高く変動するものと考えられます。この 2 河川を除けば、各河川のここ数年の BOD^{*}の値は 0.5～3mg/l で、これを河川の環境基準^{*}にあてはめると B 類型（BOD^{*}3mg/l 以下）となり、河川水質は良好な状況にあります。

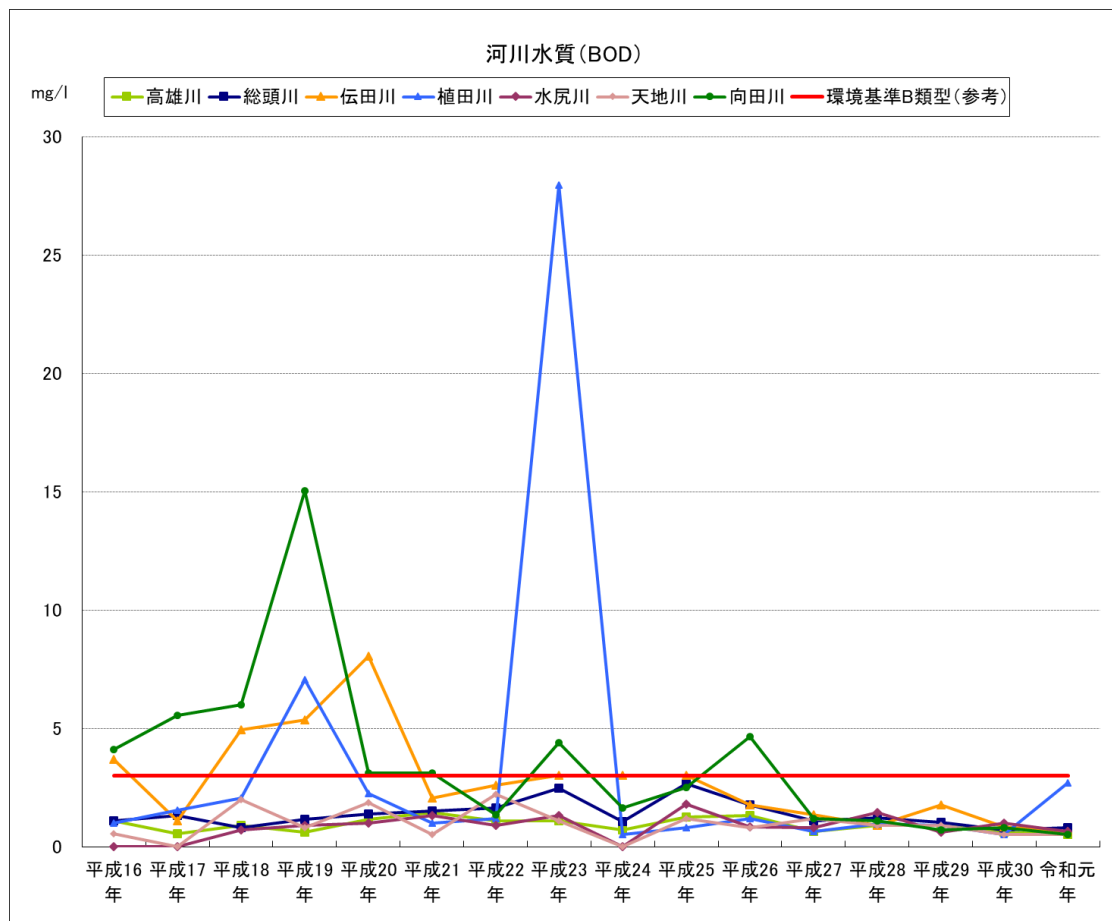


図 2-9 河川水質調査結果

海水

- 本町では、東部流通団地沖の2地点の海面下0.5mおよび2mで水質調査を行っています。平成16～令和元年度のCOD[※]の測定結果は以下のとおりです。ここ数年は概ね4～5mg/lの値で推移しています。これを海域の環境基準[※]にあてはめるとC類型(COD[※]8mg/l以下)となります。

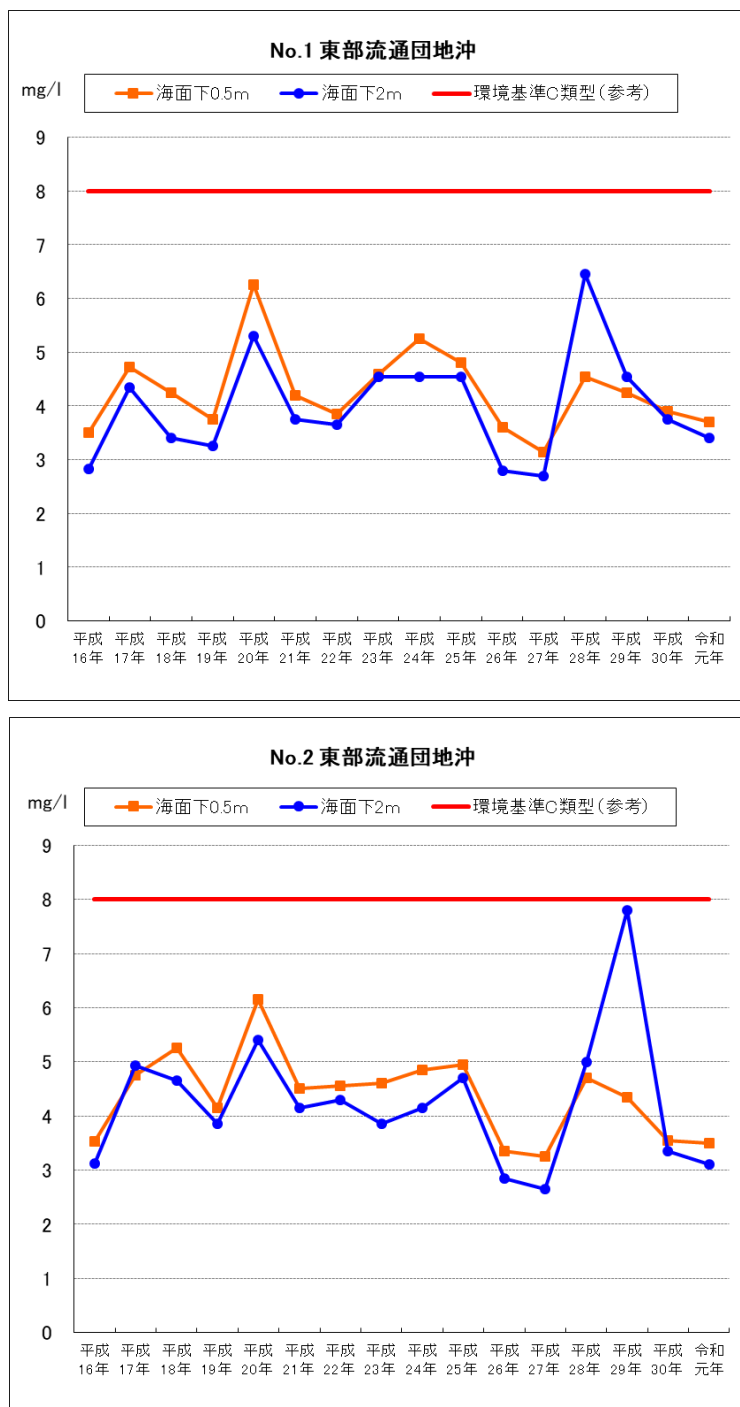


図 2-10 海水水質調査結果

海水浴場

- 広島県では、海水浴場ベイサイドビーチ坂の水質測定を行なっています。令和 2 年度の測定結果は以下のとおりでした。

表 2-1 海水浴場水質

	COD※ (mg/l)	糞便性大腸菌群数 (個/100ml)	油膜	透明度	判定 ※	病原性大腸菌 O157
開設前	3.8	不検出	無	1m 以上	B	陰性
開設中	5.8	16	無	0.5	C	陰性

※ 判定は、AA および A が「適」、B および C が「可」である。県内 14 ヶ所の測定地点において、開設中の C 判定は、ベイサイドビーチ坂のみでした。

資料：広島県環境保全課

- 広島県では、海水浴場ベイサイドビーチ坂の放射能測定を行なっています。平成 26 年度の測定結果は、セシウム 134 およびセシウム 137 は不検出、砂浜の空間線量は地表面で $0.04 \mu\text{Sv/h}$ 、地上 50cm で $0.05 \mu\text{Sv/h}$ 、地上 1m で $0.04 \mu\text{Sv/h}$ でした。

汐入底質

- 本町では、宮崎の汐入において底質調査を行っています。平成 16～令和元年度の COD※の測定結果は以下のとおりです。底質の COD※は年による変動が大きく、平成 26,28 年度は非常に値が高くなっています。底質の環境基準※は、ダイオキシン類のみ定められていますが、水産用水基準で COD※20mg/g 以下と定められています。

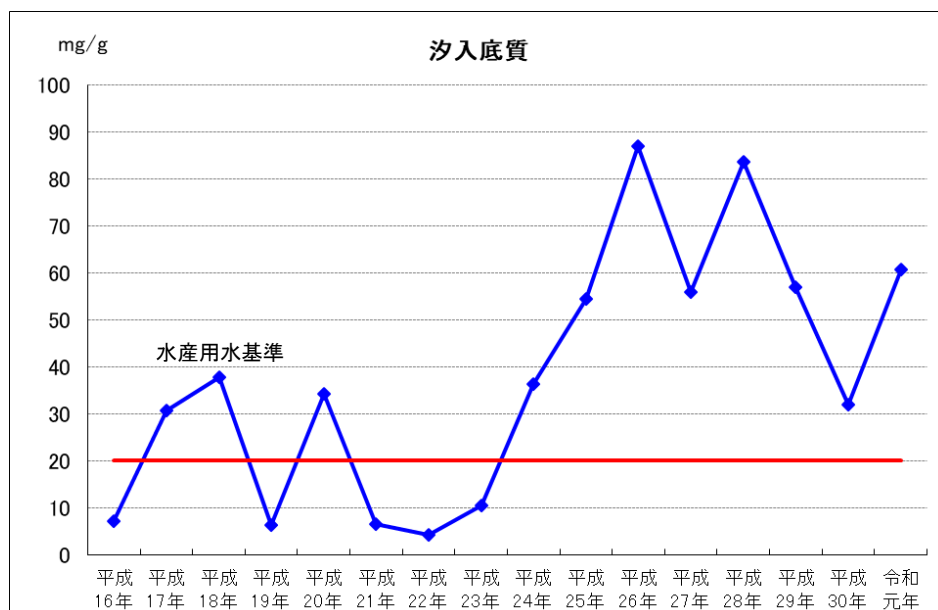


図 2-11 汐入底質調査結果

工場排水

- 本町では、出光石油、高田化学、エネクス石油販売（旧 ITOCHU 旧キグナス石油）の 3 工場で水質調査を行っています。平成 16～令和元年度（出光石油は平成 20 年度まで）の COD※の測定結果は以下のとおりです。工場排水のここ数年の COD※の値は 5mg/l 前後で推移しています。なお、本町における工場の排水基準は 120mg/l です。

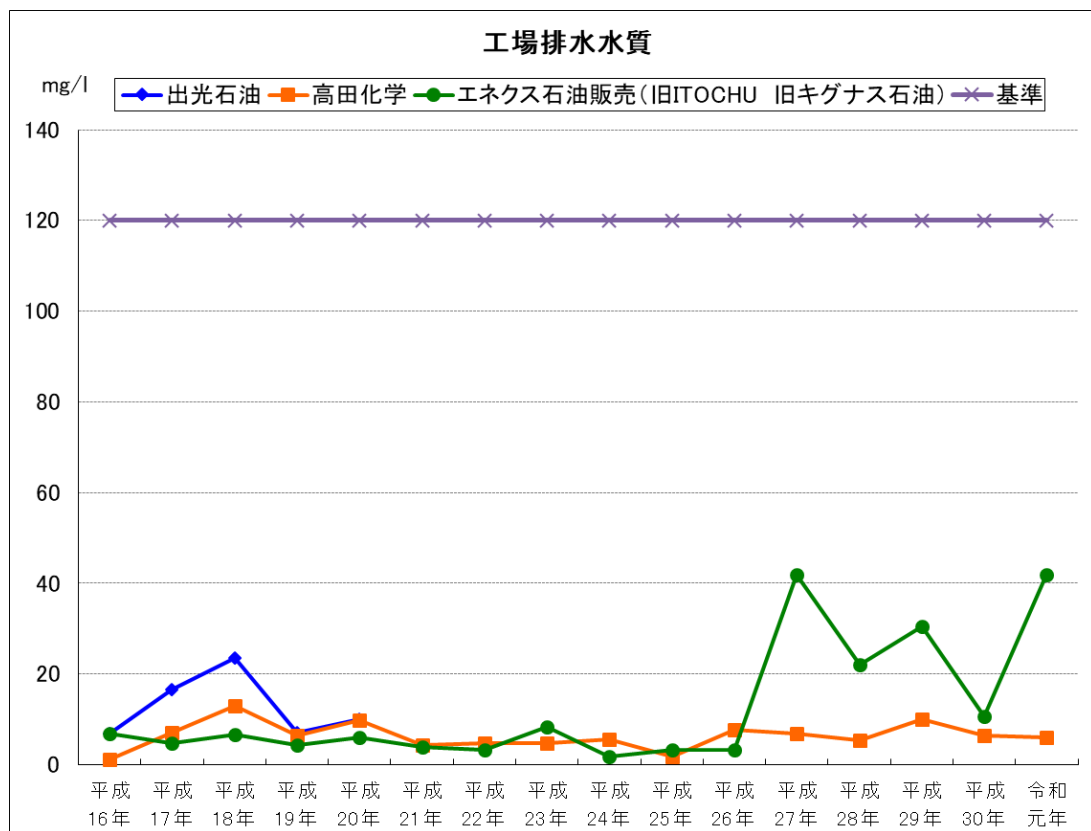


図 2-12 工場排水水質調査結果

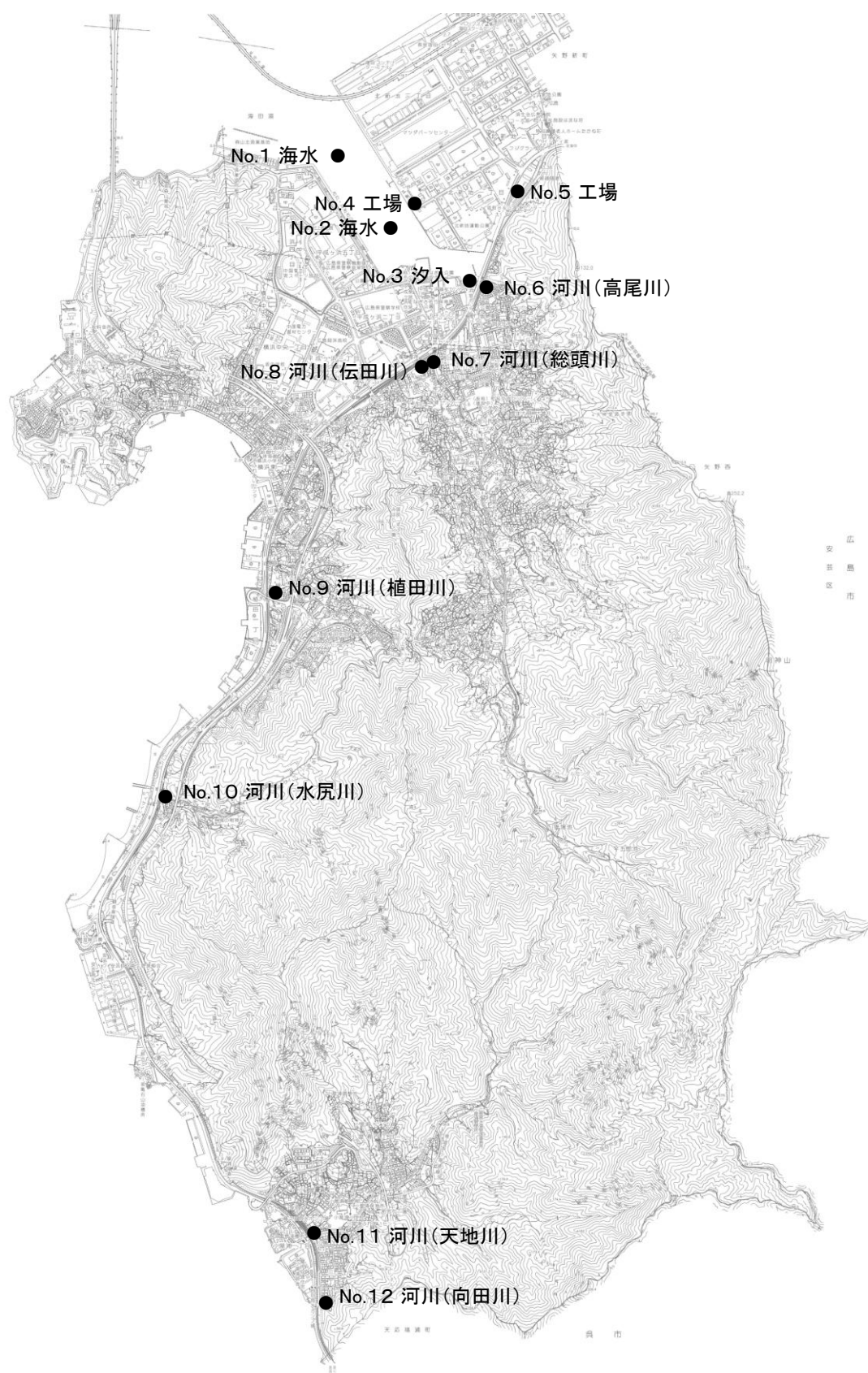


図 2-13 水質調査地点図

下水道

- 公共用水域※の水質に大きな影響を与える排水処理施設の整備状況については、広島県が施行する流域下水道に接続する流域関連公共下水道坂処理区、並びに呉市公共下水道に接続する公共下水道小屋浦処理区の2処理区の整備を実施し、平成16年度末で計画区域内の整備が概ね完了しました。令和元年度末現在の処理人口は12.7千人、普及率は98.8%、水洗化率は98.7%です。

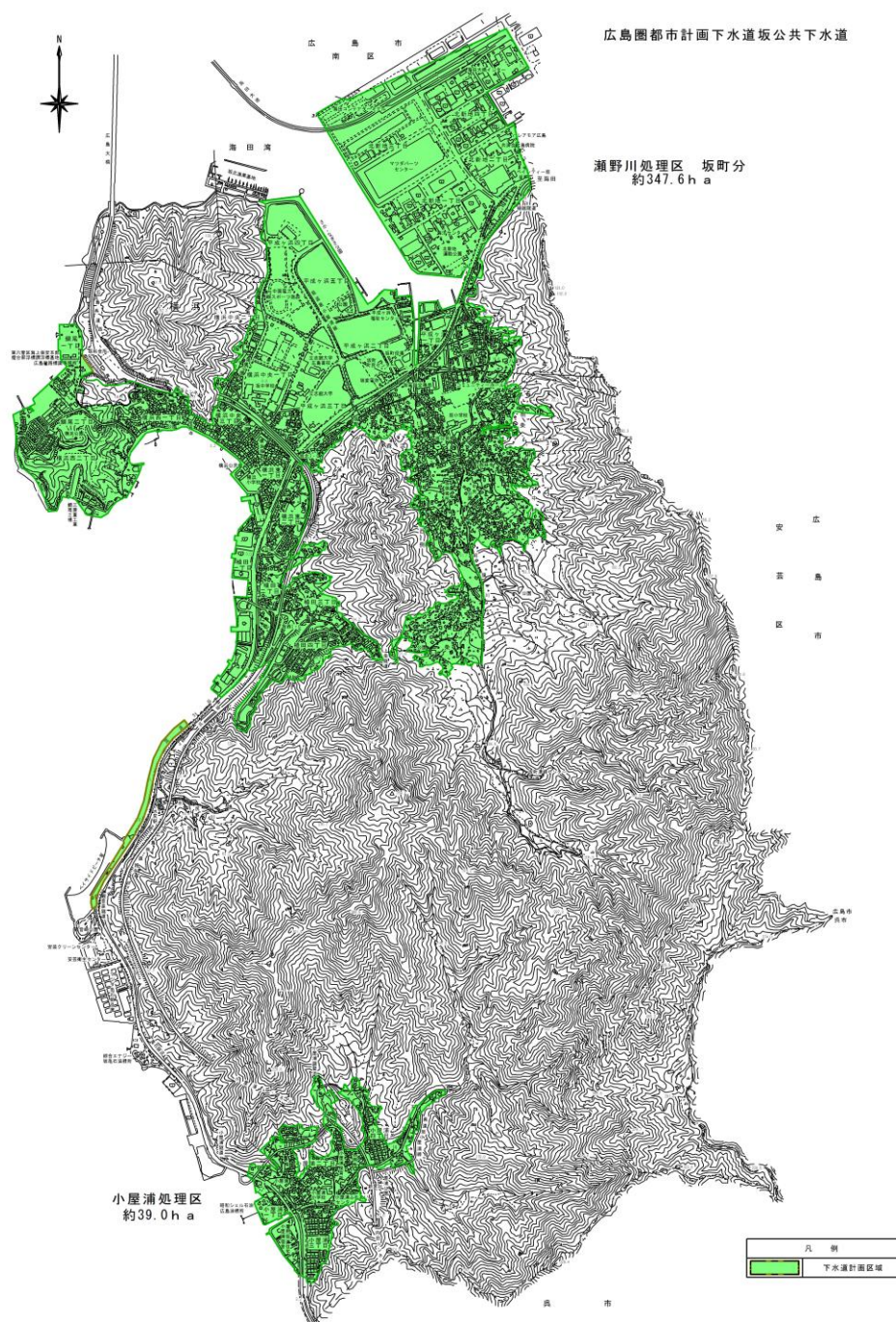


図 2-14 坂町下水道計画図

2-3 騒音・振動

自動車騒音

- 本町では、北新地運動公園、岡公園、西谷建工（小屋浦）の3地点で自動車騒音の測定を行なっています。平成22～令和元年度の測定結果は以下のとおりでした。北新地運動公園・岡公園および西谷建工の道路端では、昼間・夜間とも環境基準※を達成していません。

表 2-2 自動車騒音（坂町調査）

単位：dB(A)

年度	時間 区分	等価騒音レベル(Leq)										環境 基準	要請 限度
		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年		
No.1地点 （北新地 運動公園）	道路端	76	76	76	76	74	76	73	75	76	74	70	75
		63	63	62	63	61	62	64	72	62	62	65	
	背後地	72	73	73	73	71	73	71	62	73	71	65	70
		58	60	60	60	58	60	58	59	60	59	60	
No.2地点 （岡公園）	道路端	69	69	70	70	70	73	71	72	73	71	70	75
		58	61	61	62	61	62	61	67	62	62	70	
	背後地	62	63	64	65	65	70	65	62	68	67	65	70
		51	54	55	56	55	59	55	56	57	57	65	
No.3地点 （西谷建工）	道路端	72	74	74	74	74	75	73	73	72	73	70	75
		60	62	62	63	62	62	63	69	61	61	65	
	背後地	67	70	69	70	70	71	69	65	69	69	65	70
		54	58	58	59	58	59	58	61	58	57	60	

※  は環境基準※を達成していないもの。 は環境基準※と要請限度※を達成していないもの。

- 広島県では、本町内の国道31号の6地点で自動車騒音の測定を行なっています。平成26年度の測定結果は以下のとおりで、坂町立北新地運動公園前と西谷建工産業(株)前で環境基準※を達成していません。

表 2-3 自動車騒音(広島県調査)

測定場所	類型	騒音レベル(dB)		環境基準※評価 ※	
		昼間 Leq(6～22 時)	夜間 Leq(22～6 時)	昼	夜
北新地一丁目 2 番 (坂町立北新地運動公園前)	C	74.0	71.0	×	×
北新地一丁目 3 番 (坂町立北新地運動公園内)	C	61.0	58.0	○	○
横浜東一丁目 21 番 (岡公園前)	C	70.0	65.0	○	○
横浜東一丁目 21 番 (岡公園内)	C	61.0	55.0	○	○
小屋浦一丁目 3 番 (西谷建工産業(株)前)	B	74.0	70.0	×	×
小屋浦一丁目 3 番 (西谷建工産業(株)横)	B	62.0	58.0	○	○

※ ○は環境基準※達成、×は環境基準※超過。

資料：広島県環境保全課

面的評価※による自動車騒音

- 広島県では、本町内の国道 31 号の区間延長距離 7.2km、評価対象戸数 527 戸において自動車騒音の面的評価※を行なっています。平成 26 年度の環境基準※達成状況は以下のとおりで、昼夜間とも基準値以下だった戸数割合は 86.0% (広島県平均 92.1%)、昼夜間とも基準値を超過した戸数割合は 8.9% (広島県平均 3.4%) でした。

表 2-4 面的評価※による自動車騒音

	昼夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼夜間とも 基準値超過
基準達成戸数 (戸)	453	27	0	47
基準達成戸数割合 (%)	86.0	5.1	0.0	8.9

資料：広島県環境保全課

環境騒音

- 本町では、中央公園、もみじ銀行坂支店の 2 地点で環境騒音の測定を行なっています。平成 22～令和元年度の測定結果は以下のとおりでした。もみじ銀行坂支店では夜間での環境基準※を達成していません。

表 2-5 環境騒音(坂町調査)

年度	時間 区分	類型	等価騒音レベル(Leq)										環境 基準
			平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
No.4 坂町中央公園	昼間	A	42	41	42	43	42	44	47	44	49	50	55
	夜間		35	33	36	38	32	42	37	39	38	38	45
No.5 もみじ銀行坂支店	昼間	B	56	57	56	57	56	57	55	55	57	57	60
	夜間		53	53	53	54	52	52	50	52	52	51	50

※ は環境基準※を達成していないもの。

道路交通振動

- 本町では、北新地運動公園、岡公園、西谷建工（小屋浦）の3地点で道路交通振動の測定を行なっています。平成22～令和元年度の振動レベルの時間区分別平均値は以下のとおりでした。各時間区分において、要請限度※を超過した地点はありませんでした。

表 2-6 道路交通振動(坂町調査)

年度		時間 区分	振動レベル(dB)										要請 限度
			平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
No.1地点 (北新地 運動公園)	道路端	昼間	43	44	45	46	45	45	45	41	46	48	65
	背後地		40	40	38	39	39	39	40	35	43	42	65
	道路端	夜間	35	37	37	38	39	38	37	41	39	38	60
	背後地		30	33	31	31	30	32	32	32	35	32	60
No.2地点 (岡公園)	道路端	昼間	49	50	50	51	51	50	49	52	50	49	65
	背後地		43	44	43	43	45	46	42	41	43	43	65
	道路端	夜間	37	39	40	40	39	41	39	40	40	39	60
	背後地		33	34	35	34	35	38	32	31	35	34	60
No.3地点 (西谷建工)	道路端	昼間	47	49	50	50	50	49	51	51	51	51	65
	背後地		40	42	42	42	43	42	44	48	43	44	65
	道路端	夜間	34	42	43	43	42	42	42	47	42	45	60
	背後地		29	36	36	36	35	36	35	41	36	38	60

※ No.2地点の後背地は、平成5年度より測定位置を移動している。

※ () 内の数値は、限定下限値(35dB)未満を示し概略値である。

※ 振動レベルは、80%レンジの上端値である。

- 広島県では、本町内の国道31号の6地点で道路交通振動の測定を行なっています。平成26年度の測定結果は以下のとおりで、全ての地点で要請限度※を超過した地点はありませんでした。

表 2-7 道路交通振動(広島県調査)

測定場所	振動規制 区域区分	振動レベル(dB)		要請限度※評価 ※	
		昼間 (7～19 時)	夜間 (19～7 時)	昼	夜
北新地一丁目 2 番 (坂町立北新地運動公園前)	第 2 種	45	39	○	○
横浜東一丁目 21 番 (岡公園前)	第 2 種	51	39	○	○
小屋浦一丁目 3 番 (西谷建工産業(株)前)	第 1 種	50	43	○	○

※ ○は要請限度※以下、×は要請限度※超過。

資料：広島県環境保全課

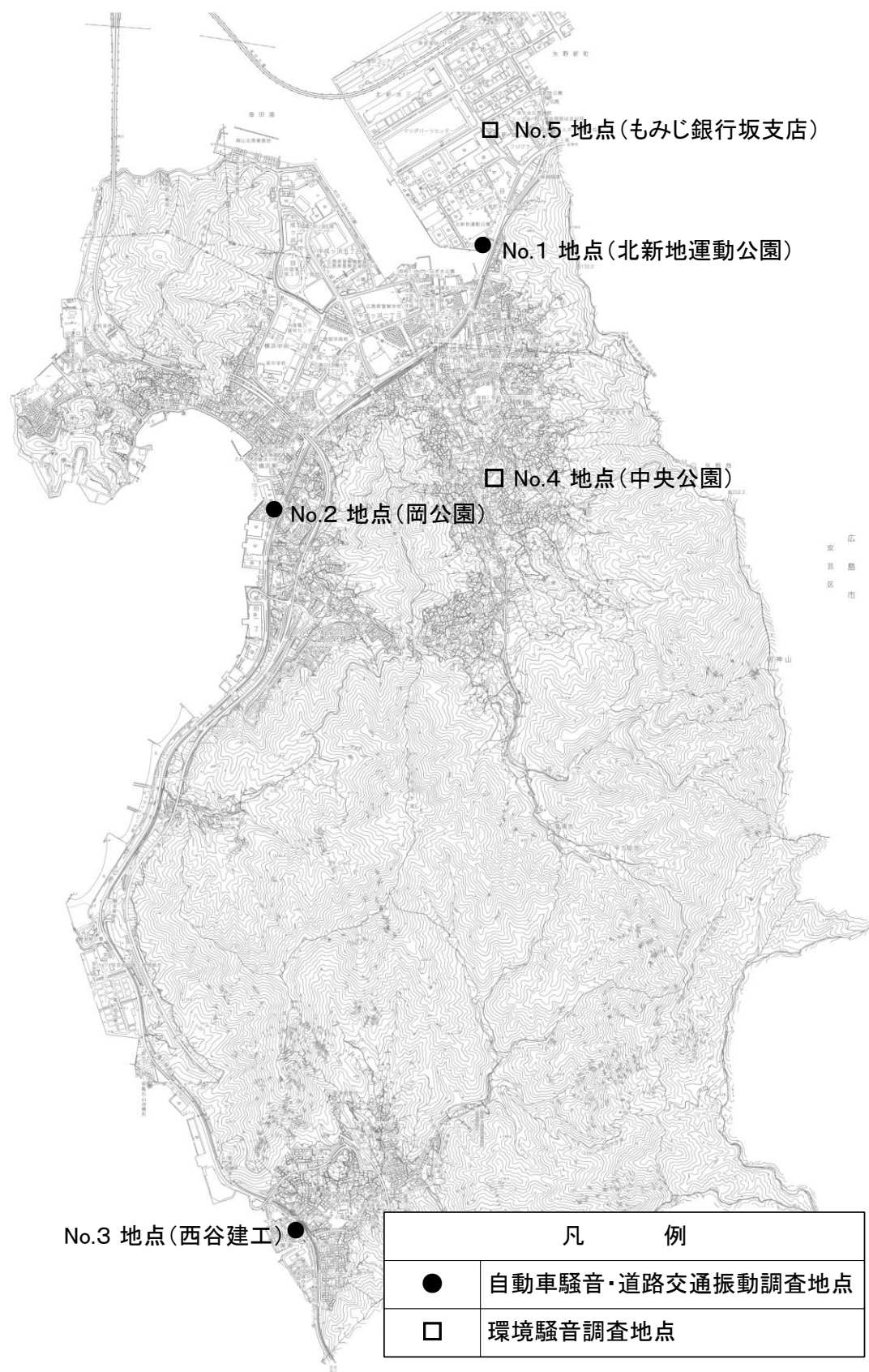
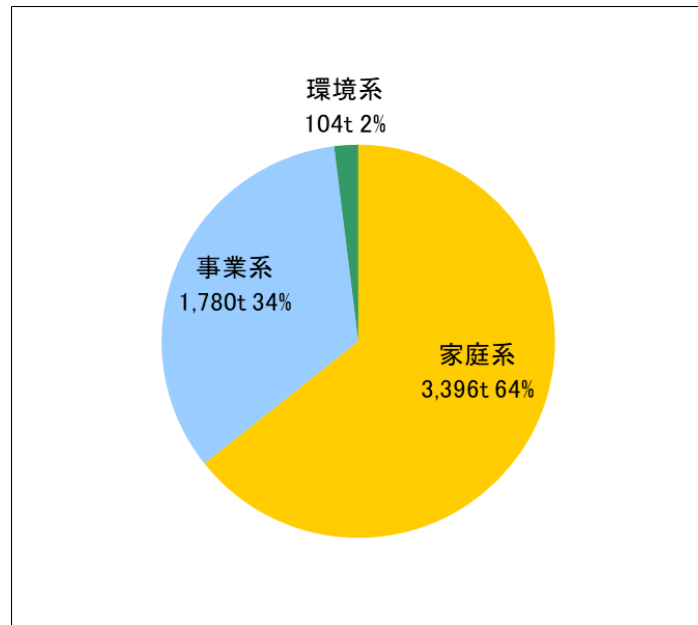


図 2-15 騒音振動調査地点図(坂町調査)

2-4 廃棄物

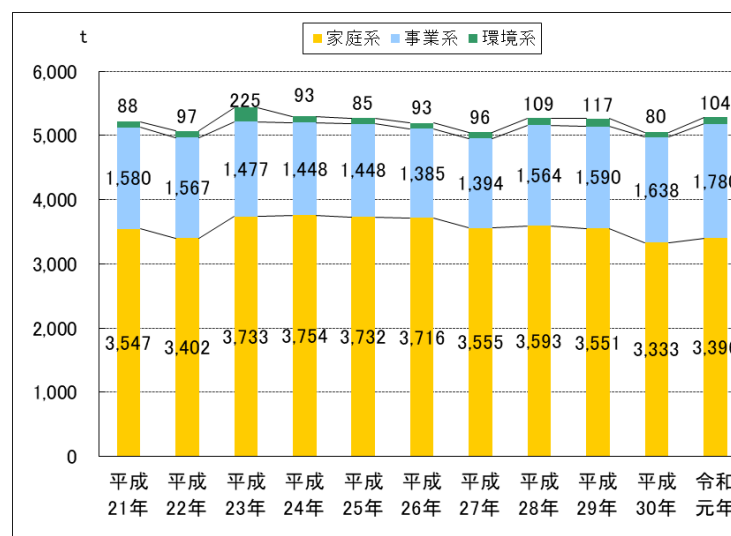
- 令和元年度の本町のごみ排出量は 5,280 t で、1 人 1 日当り排出量は 1,114g となっており、広島県平均 876 g、全国平均 918 g（いずれも平成 30 年度）を上回っています。
- 排出者別のごみ排出量は、家庭系 64%、事業系 34%となっており、家庭系が約 6 割を占めています。



資料：坂町資料

図 2-16 排出者別排出量

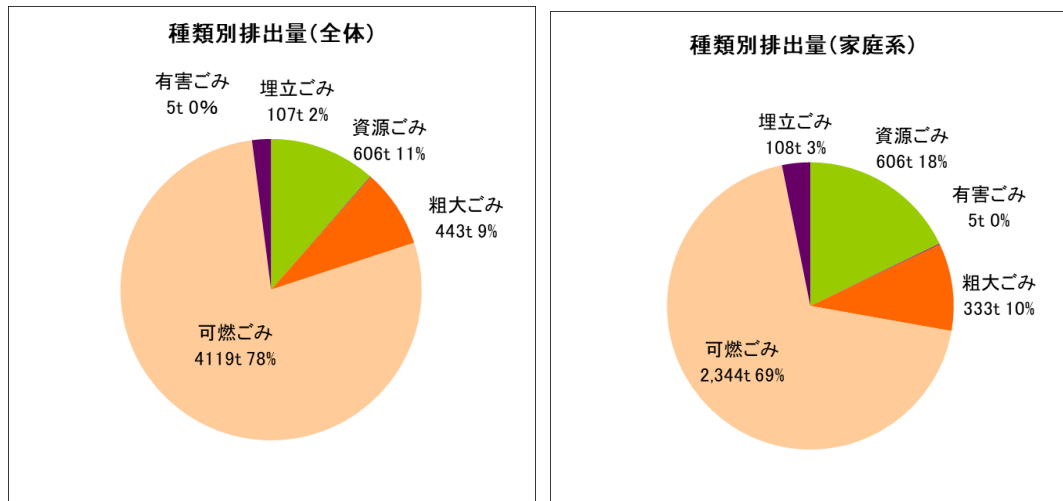
- ごみ排出量の推移は、事業系は増加傾向にありますが、家庭系は平成 22 年度から平成 23 年度にかけて増加し、平成 23 年度以降横ばいで推移しています。



資料：坂町資料

図 2-17 排出量の推移

- 令和元年度の種別別のごみ排出量は、全体では可燃ごみ 78%、資源ごみ 11%、粗大ごみ 9%となっています。



資料：坂町資料

図 2-18 種別別排出量

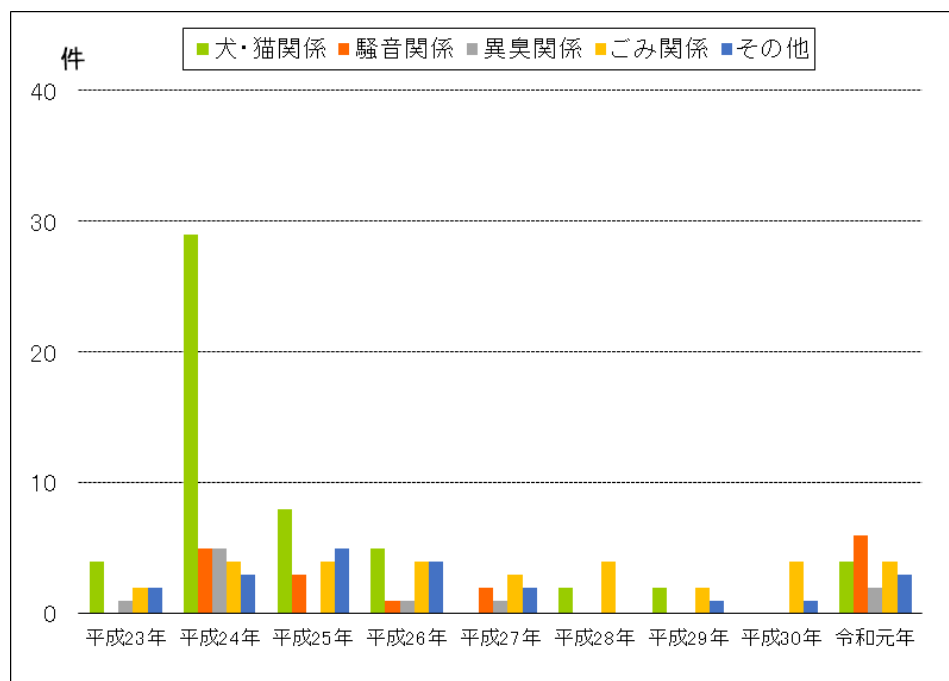
- 可燃ごみおよび可燃性粗大ごみは、平成 14 年 12 月から周辺 4 町（坂町・府中町・海田町・熊野町）の広域処理体制により建設したごみ焼却施設（安芸クリーンセンター）で熱分解ガス化溶融炉により処理しています。
- 資源ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、埋立ごみは、たいびエコセンターに搬入した後、適正に処理・処分しています。
- し尿は、安芸地区衛生施設管理組合（一部事務組合）で運営している安芸地区衛生センターで共同処理しています。



写真 2-1 左)安芸クリーンセンター 右)たいびエコセンター

2-4 苦情

- 苦情は、平均して毎年十数件あります。平成 24 年度は、犬・猫関係の苦情が 29 件と突出していました。令和元年度は騒音関係の苦情が増えました。



資料：坂町資料

図 2-19 苦情の推移

3. 自然環境

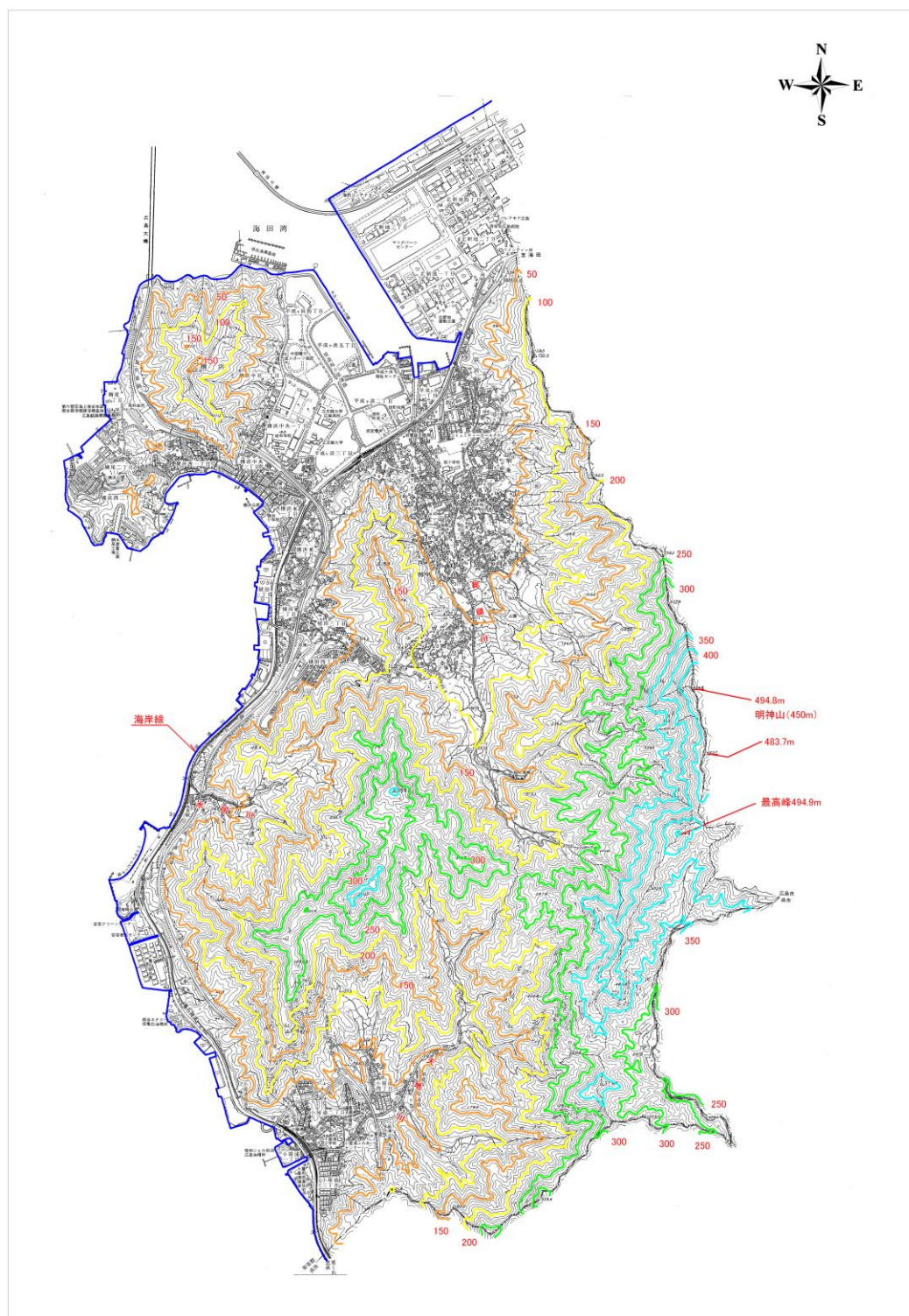
- ※ 本項は、「坂町史 自然編」(坂町 平成 21 年)を参考に記述しました。
- ※ レッドデータブック※記載種名の()内については、「県」は「広島県の絶滅のおそれのある野生生物(第3版)—レッドデータブック※ひろしま 2011—」(広島県. 2011 年)での指定、「環」は「環境省版第4次レッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)」(環境省. 2012 年)での指定、「準」は準絶滅危惧(NT)、「Ⅰ」は絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)、「Ⅱ」は絶滅危惧Ⅱ類(VU)を示します。

3-1 地形・地質

- 本町の地形は、町域の大部分を占める山地と、北部および海岸周辺の狭長な平地とに大別できます。山地は、吉備高原面(中位面)の一部と考えられ、東側および南側の町境には明神山(450m)はじめとする標高400m前後の山々が連なっています。平地は、坂地区中央部を貫流する総頭川、小屋浦地区を流れる天地川などの流域および海に面する横浜地区にわずかに形成されており、土地が急峻で平坦地が少ないのが特徴です。
- まとまった規模の平地は総頭川河口周辺および平成ヶ浜にあります。総頭川河口周辺は江戸時代後期に干拓されたもので、平成ヶ浜は近年に砂州(トンボロ)を埋め立ててできたものです。
- 本町の基盤地質は、大部分が花崗岩類とこれに貫入する岩脈類で構成されています。花崗岩は、粗粒・中粒の黒雲母花崗岩で、呉花崗岩ともよばれています。岩脈類は、ひん岩や花崗斑岩などから構成され、町全域にわたって細長い形で見られます。平地部では、礫、砂、シルトなどで構成される沖積層や崖錐性堆積物がこれらの基盤岩を覆っています。

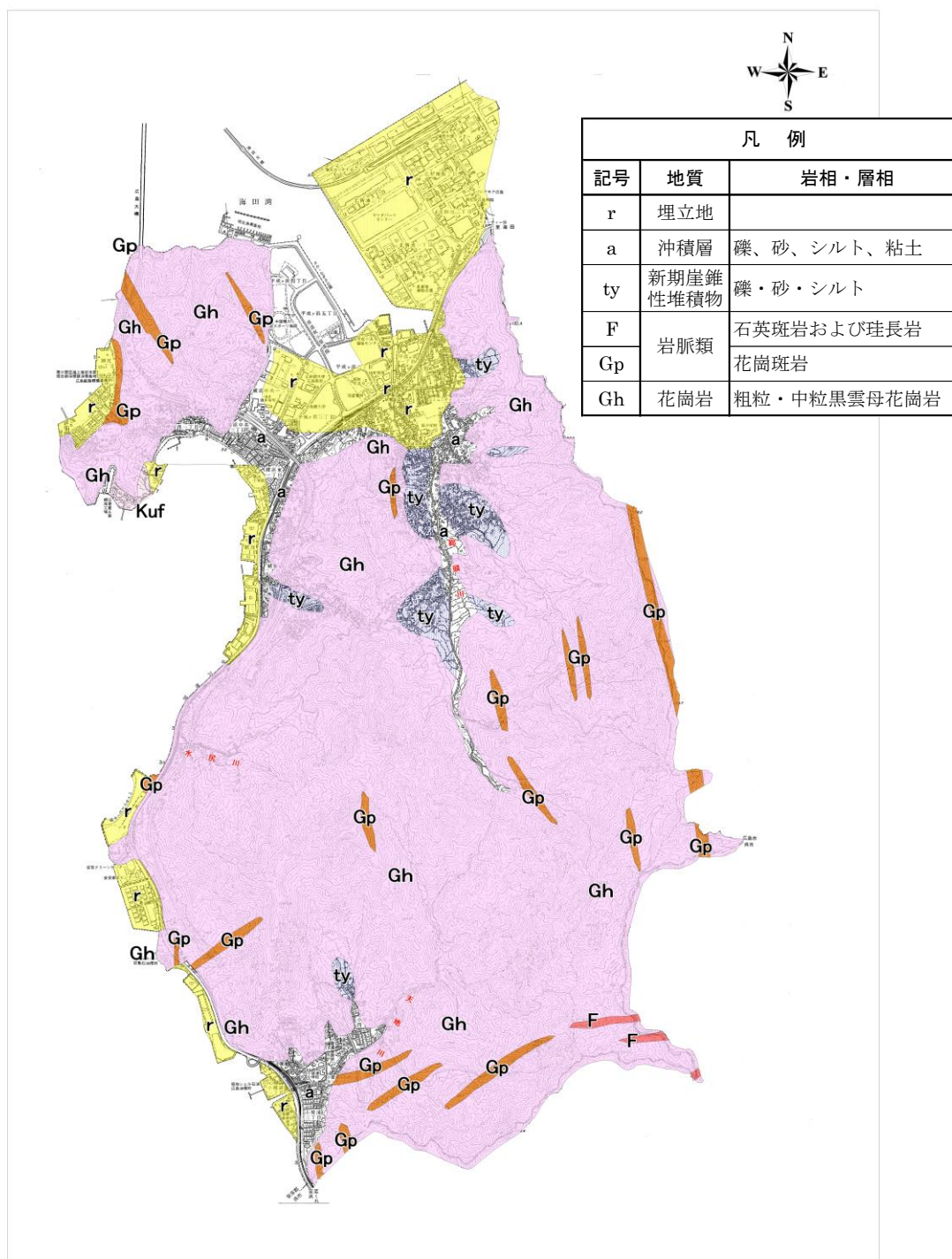


写真 2-2 天狗岩



資料：坂町．坂町史 自然編．平成 21 年

図 2-20 地形図



資料：坂町、坂町史 自然編、平成 21 年

※ 「広島地域の地質」、「呉地域の地質」、「海田市地域の地質」、「厳島地域の地質」（地質調査所）を合成（承認番号 第 63500-A-20090126-001 号）

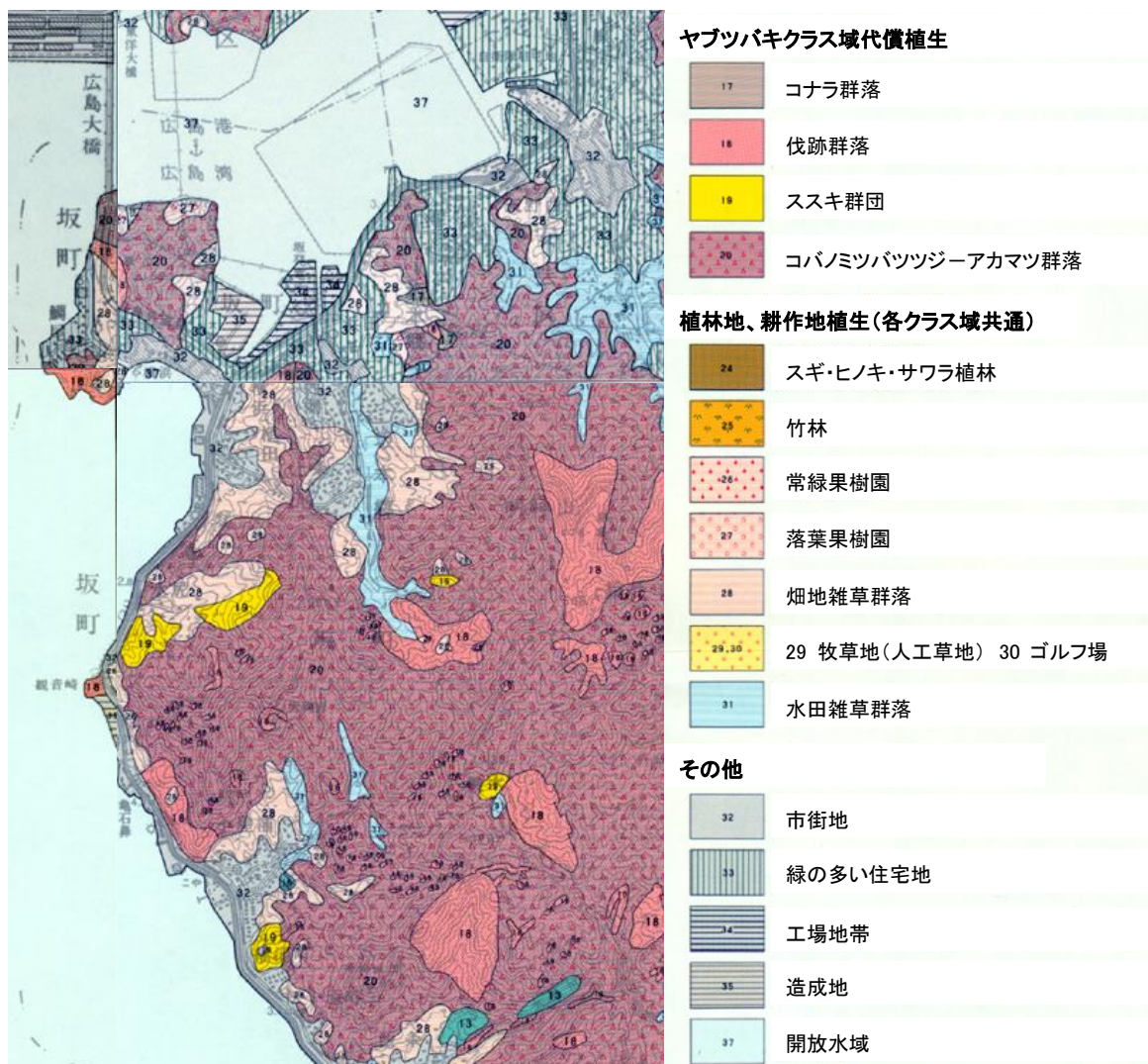
図 2-21 地質図

3-2 植生

- 本町の植生は、山地はヤブツバキクラス域代償植生であるコバノミツバツツジ・アカマツ群集を基調とし、伐跡群落やススキ群団がモザイク状に分布します。河川沿いの谷筋には畑地雑草群落や水田雑草群落がみられます。
- 本町に生育する巨樹・巨木は、「日本の巨樹・巨木—中国・市国版」（環境庁、平成3年）に、鯛尾の「爺さん松」（クロマツ）、坂東の「八幡神社の樫と木葛」（アラカシ）、横浜西の「住吉神社の楠」、鯛尾の「鯛尾公園のクスノキ」の4本があげられています。

※ 鯛尾の「爺さん松」は、平成16年に枯死

- 本町で生育が確認されているレッドデータブック※記載種は、スズサイコ（県準、環境準）、ムラサキミミカキグサ（県Ⅱ、環境準）、キキョウ（県Ⅱ）、ヒナノシヤクジョウ（県Ⅰ）、マメツタラン（県準、環境準）、エビネ（県Ⅱ、環境準）の6種です。



資料：自然環境保全基礎調査 植生調査 環境省 自然環境局 生物多様性センター を編集

図 2-22 植生図

3-3 動物

哺乳類

- 哺乳類は、本町では 10 科 16 種が確認されています。
- 本町における哺乳類の生息状況の特徴は、本町は山地、放棄耕作地、農耕地、住宅地、市街地が狭い範囲で相接してパッチ状に存在しているため、各種があたかも境界線がないかのように生息していることがあげられます。

は虫類

- は虫類は、本町では 6 科 12 種が確認されています。このうちレッドデータブック※記載種は、ニホンイシガメ（県準、環準）、タワヤモリ（県Ⅱ、環準）、ニホントカゲ（県準）の 3 種です。
- 本町におけるは虫類の生息状況の特徴は、主として露岩に潜んで山林を生息地とするタワヤモリが多く生息すること、カメ類では緩やかな河川に生息するクサガメではなく河川の上・中流域に生息するイシガメが多いこと、シマヘビを除いてヘビ類が全般的に少ないことがあげられます。

両生類

- 両生類は、本町では 4 科 8 種が確認されています。このうちレッドデータブック※記載種は、アカハライモリ（県準、環準）、ニホンアカガエル（県準）、トノサマガエル（県準、環準）の 3 種です。
- 本町における両生類の生息状況の特徴は、かつて主たる発生環境であった水田が失われ、林内の湿地を主要な生息地としていることがあげられます。



写真 2-3 トノサマガエル

淡水性動物(魚類・甲殻類・貝類)

- 淡水性動物は、本町では魚類 5 科 12 種、甲殻類 6 科 6 種、貝類 2 科 2 種が確認されています。
- 本町における淡水性動物の生息状況の特徴は、本町の河川は流程が短く三面張り部分や横断構造物が多いため生物の生息には厳しい環境が多く、種数、個体数とも少ないことがあげられます。

海性動物(魚類・甲殻類・貝類・その他)

- 河川河口部や海岸線付近に生息する海性動物は、本町では魚類 3 科 8 種、甲殻類 5 科 14 種、貝類 16 科 19 種が確認されています。
- 本町における海性動物の生息状況の特徴は、瀬戸内海沿岸で普通にみられるもののほか、水質悪化に対して比較的強い耐性を示す動物が多く、多くの地区で見られることがあげられます。

昆虫類

- チョウ類は、本町では 7 科 65 種が確認されています。このうちレッドデータブック※記載種は、ギフチョウ（県準、環準）の 1 種です。
- 本町におけるチョウ類の生息状況の特徴は、草原性の種の減少とクロセセリ等の南方系の種の分布拡大があげられます。これは、耕作放棄による農耕地の森林への移行、地球温暖化が原因と考えられています。
- トンボ類は、本町では 11 科 51 種が確認されています。このうちレッドデータブック※記載種は、ムカシヤンマ（県準）、サラサヤンマ（県準）、ハッチョウトンボ（県Ⅱ）の 3 種です。
- 本町におけるトンボ類の生息状況の特徴は、狭い町域の中に多様な水環境がコンパクトに存在することを反映して、比較的多様なトンボ相となっていることがあげられます。その中で、水田環境に生息する「里のトンボ」アキアカネが不安定な生息状況にある一方、溪流性のトンボは安定した生息状況にあります。



写真 2-4 ハッチョウトンボ

4. 快適環境

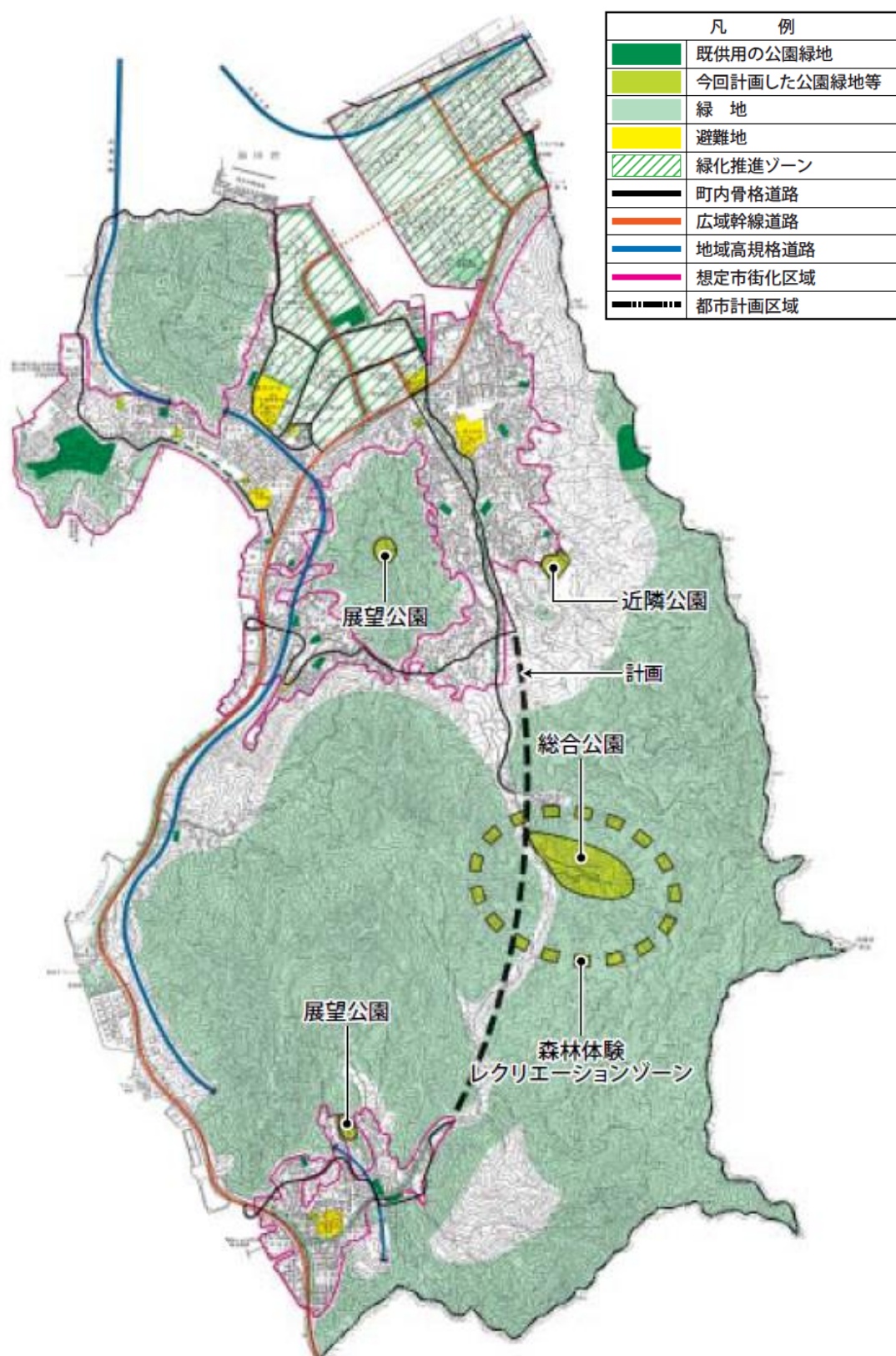
4-1 修景緑化

- 町内には施設緑地として 28 ヶ所の都市公園、公共施設緑地として 18 ヶ所の公園や校庭、その他の敷地など、民間施設緑地として 7 ヶ所の事業敷地などがあり、その面積は 31.06ha となっています。また、地域制緑地として 21 ヶ所の保安林や河川区域があり、その面積は 595.10ha となっています。※
- 市街地を中心に横浜公園、さか・なぎさ公園、平成ヶ浜中央公園、北新地運動公園、ベイサイドビーチ坂、きらり・さかなぎさ公園等の公園や、ウォーキングトレイルが整備されています。
- 歩くことを通じて「健康の維持増進」を図るとともに、「自然を大切にする心」、「ふるさとを想う場」を創造することを目的に、これら既存の公園と、小屋浦いこいの森、ふるさと自然のみち、および既存の 7 つの遊歩道コースを有機的に結びつけ、「21 世紀健康増進公園ネットワーク」として整備しています。



写真 2-5 左)さか・なぎさ公園 右)ベイサイドビーチ坂

※ 施設緑地・都市公園・公共施設緑地・民間施設緑地・地域制緑地：「施設緑地」とは、「都市公園」と「公共施設緑地」と「民間施設緑地」の 3 つのものをいいます。「都市公園」とは、都市公園法に基づき位置づけられた公園のことです。「公共施設緑地」とは、都市公園以外の公有地、または、公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設のことです。「民間施設緑地」とは、民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設のことです。また、「地域制緑地」とは、緑地保全のための法律や条例による土地利用規制等を通じて緑地の保全・創造を図るもので、「緑地保全地区」や「緑地協定」が代表的なものです。



資料：坂町緑の基本計画。平成 15 年

図 2-23 緑地の配置計画図

4-2 清掃美化

- 河川については、坂地区の 6 つの住民福祉協議会により、総頭川の上流から河口まで、草刈り、ゴミ拾い等を実施する一斉清掃が行なわれています。総頭川の清掃は、従来は坂地区の各住民福祉協議会で別々の日に実施されていましたが、平成 18 年度から一斉に行なわれています。また、小屋浦地区及び水尻地区においても、河川清掃や生活用水路等の清掃が行なわれています。現在、平成 30 年 7 月の豪雨災害により一斉清掃は中止しています。



写真 2-6 河川の一斉清掃 左)総頭川(坂地区) 右)天地川(小屋浦地区)

- 道路や公園については、各地区の住民福祉協議会により、「坂町ふるさと自然のみち」の落ち葉や土砂の除去、枝木の整備、草刈りなどを行う「坂町ふるさと自然のみち一斉清掃事業」が行なわれています。



写真 2-7 坂町ふるさと自然のみち一斉清掃

- 海岸については、環境保全意識の高揚を図り、町内の環境資源の保全及び活用を推進し、快適なまちづくり、ふるさとづくりに寄与することを目的として、「リフレッシュ瀬戸内」坂町海岸清掃を平成ヶ浜海岸、横浜海岸、小屋浦海岸など 5 つの会場で行なわれています。



写真 2-8 「リフレッシュ瀬戸内」坂町海岸清掃

5. 地球環境

5-1 地球温暖化対策

- 本町では、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素）を削減するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「坂町地球温暖化対策実行計画」を策定しています。平成 14～18 年度を第 1 期、平成 19～23 年度を第 2 期、平成 24～28 年度を第 3 期、平成 29～令和 3 年度を第 4 期として、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
- 坂町の町民ひろば（役場庁舎・町民センター）をはじめとする公共施設での削減目標は、平成 23 年度と比較して 1%減としていますが、坂町の平成 29 年度の二酸化炭素排出量は、1,274,742kg-CO₂ という結果から、削減率の指標となる平成 23 年度の二酸化炭素排出量 1,422,184 kg-CO₂ と比較して、約 10.4%の削減結果となりました。
- 施設別での結果は、町民ひろばでは、二酸化炭素排出量は 0.6%増加しましたが、その他の施設では、坂保育所及び小屋浦保育所の民営化により、二酸化炭素排出量は 17.7%の削減結果となりました。

5-2 省エネルギー・再生可能エネルギー

- 坂小学校、横浜小学校、小屋浦小学校に太陽光発電システムを導入しています。
- Sunstar Hall には、電気自動車の急速充電器やバッテリー内蔵型ソーラー外灯を導入しています。また、平成 27 年度に太陽光発電システムを導入しています。
- 町内の居住する住宅に LED 照明、断熱材、複層ガラス、窓ガラス用熱遮断フィルム等の省エネ設備や太陽光発電システムを設置する人、およびこれらが設置された町内の建売住宅を購入する人に対して補助金を交付しました（H21～H23 年度）。
- 町内に設置している防犯灯を、蛍光灯から LED 照明への取替えを進めており、平成 28 年度まで 1,213 基を LED 照明へ更新しました。
- 令和元年度に坂町役場の庁舎において、2,850 箇所の蛍光灯を LED 照明へ取替えました。



写真 2-9 Sunstar Hall 太陽光発電システム

6. 環境保全活動

6-1 環境保全活動

- 「4-2 清掃美化」で述べたように、本町では坂町公衆衛生推進協議会や各地区の住民福祉協議会により、河川や海岸、道路や公園など様々な場所において清掃や草刈などの清掃美化活動が行なわれています。
- 本町で毎年開催される広島ベイマラソン大会や坂町悠々健康ウォーキング大会では、坂町公衆衛生推進協議会により、飲食物の容器を回収する「祭りのごみダイエット作戦」が行なわれています。
- 坂町公衆衛生推進協議会により、小学校4～6年生と中学校美術部員を対象にした環境啓発ポスターおよび標語コンクールが行なわれています。
- 横浜地区では年4回、横浜女性会により、食用油の回収が行なわれています。



写真 2-10 左)広島ベイマラソン大会 右)坂町悠々健康ウォーキング大会



写真 2-11 環境啓発ポスターおよび標語コンクール審査会



写真 2-12 河川の草刈活動 左)総頭川 右)天地川

6-2 環境学習

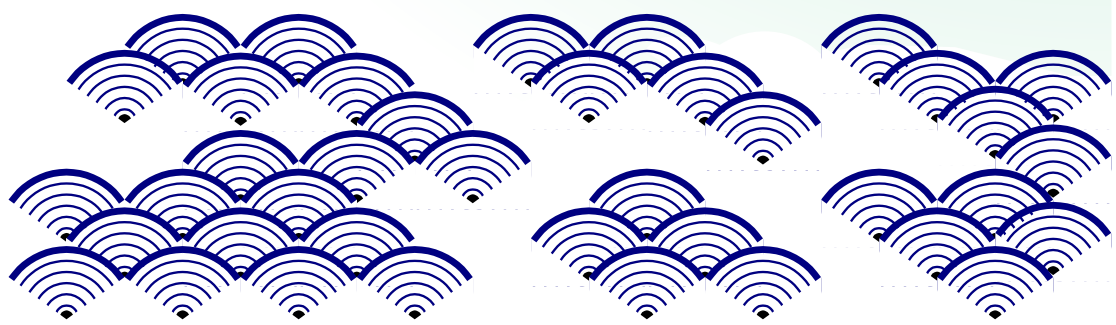
- 本町では地球温暖化対策を啓発するため、坂町公衆衛生推進協議会により、町内の小学生を対象として「水辺教室」や「ECO キッズ講座」が夏休みの期間に行なわれています。現在、平成 30 年 7 月の豪雨災害により水辺教室は中止しています。
- 「5-2 省エネルギー・再生可能エネルギー」で述べたように、本町では町内の小学校 3 校に太陽光発電システムを設置して、子どもたちが環境についての興味や理解を深め、環境学習のきっかけとなるよう配慮しています。



写真 2-13 左)水辺教室 右)ECO キッズ講座(小屋浦)



第3章 環境の将来像と基本目標



1. 環境の将来像

坂町町民憲章や第5次長期総合計画などの町行政の基本をなす各種文書に表現された町のまちづくりの理念、および本計画の「環境の現況」や町民アンケート調査、近年の社会動向等から、本町の目指す環境の将来像を次のように設定します。



この環境の将来像に込められた想いは、次のとおりです。

青い海・緑の山を次世代へ

坂町の第一印象は、瀬戸内海の美しい風景と、間近に迫る緑豊かな山です。広島市と呉市に隣接しながら、海と山という性格の異なる豊かな自然に囲まれているのは、坂町の大きな特性であり、資源です。

共に育み、伝えるまち

この貴重な資源を守り、育て、次世代に継承していくことは、私たちに求められている重要な責務です。

2. 基本目標

前述の「環境の将来像」を実現するために、基本目標を設定します。基本目標は、「計画の対象範囲」で整理した4つの環境（生活環境、自然環境、快適環境、地球環境）とすべてに関係する「環境保全活動」の5つの項目についてそれぞれ設定します。

1. 生活環境の目標

環境負荷の低減

坂町は、川や海の水や空気がきれいで公害がなく、ごみの少ない健康で安心・安全なまちをめざします。

2. 自然環境の目標

自然環境の保全

坂町は、身近にある青い海と緑の山、そこにすむ生き物を大切にし、人と自然が調和したまちをめざします。

3. 快適環境の目標

快適環境の創造

坂町は、川や海、道路や公園、住んでいるまちのまわりをいつもきれいにし、うるおいのあるまちをめざします。

4. 地球環境の目標

地球環境の保全

坂町は、地球環境保全を自らの問題として認識し、一人ひとりが生活の中で実践していくまちをめざします。

5. 環境保全活動の目標

環境保全活動の推進

坂町は、町・町民・事業者が意識啓発を図り、連携して環境に配慮した実践活動に取り組むまちをめざします。



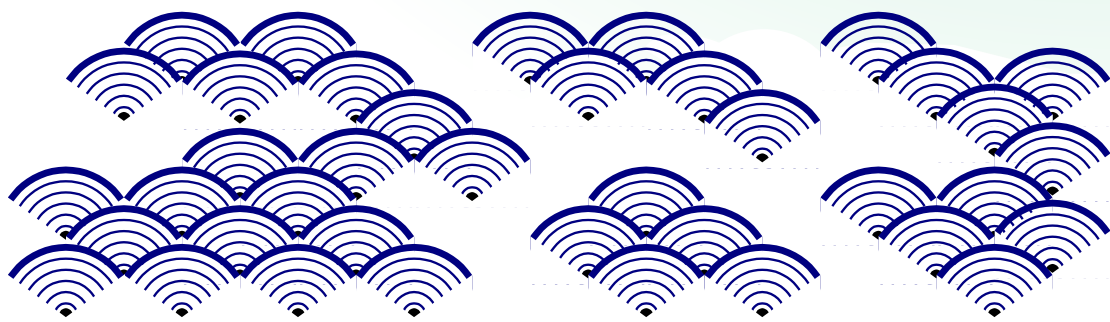
3. 施策の体系

環境の将来像、基本目標から施策の柱への流れを体系的に表すと次のようになります。

環境の将来像	基本目標		施策の柱
青い海・緑の山を次世代へ 共に育み、伝えるまち・さか	1 生活環境	環境負荷の低減	1-1.大気環境の保全
			1-2.水環境の保全
			1-3.騒音・振動の防止
			1-4.廃棄物処理の推進
	2 自然環境	自然環境の保全	2-1.動植物の保全
			2-2.森林・農地の保全
	3 快適環境	快適環境の創造	3-1.修景緑化の推進
			3-2.清掃美化の推進
	4 地球環境	地球環境の保全	4-1.地球温暖化対策の推進
			4-2.省エネルギー・再生可能エネルギーの推進
	5 環境保全活動	環境保全活動の推進	5-1.環境保全活動の推進
			5-2.環境学習の推進



第4章 項目別施策



1. 生活環境

基本目標	施策の柱
環境負荷の低減	1-1.大気環境の保全
	1-2.水環境の保全
	1-3.騒音・振動の防止
	1-4.廃棄物処理の推進

1-1 大気環境の保全

1) 現状と課題

- 降下ばいじん、二酸化硫黄※濃度、二酸化窒素※濃度は、3ヶ所の測定地点のうち、横浜小学校で相対的に高くなっています。

2) 取組

【町の施策】

- ばい煙・粉塵・野外焼却について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）および悪臭防止法に基づく監視・指導を行ないます。
- 町内を循環する循環バスにディーゼル車を導入しています。
- 今後、公用車を順次環境に配慮した車両に移行していきます。また、普及に合わせ、電気自動車等の低公害車※の配備を検討します。

【町民の行動指針】

- 草木や家庭ごみの野焼きはやめましょう。
- 外出の際はできるだけ自動車の使用を控え、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用しましょう。
- 自動車購入時には環境に配慮した車両の購入に努めましょう。
- 車の運転の際は、アイドリングストップ※や滑らかなアクセルワークなどエコドライブ※に心がけましょう。



【事業者の行動指針】

- 大気汚染防止法の基準を満たしていない焼却炉の使用はやめましょう。
- 営業や出張の際はできるだけ自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- 社用車の運転の際は、アイドリングストップ※や滑らかなアクセルワークなどエコドライブ※に心がけましょう。
- 社用車購入時には環境に配慮した車両への移行に努めましょう。



1-2 水環境の保全

1) 現状と課題

- 河川水質は、植田川と向田川は流量が少ないため水質の悪い時の値が突出しています。
- この2河川を除けば、各河川の水質は良好な状況にあります。
- 海水の水質は、環境基準※にあてはめるとC類型（COD※8mg/l以下）です。また、令和元年度の海水浴場ベイサイドビーチ坂の水質は、「可」であるC判定でした。なお、県内14ヶ所の測定地点において、開設中のC判定は、ベイサイドビーチ坂のみでした。
- 出光石油、高田化学、エネクス石油販売の3工場排水のここ数年のCOD※の値は5mg/l前後で推移しています。なお、本町における工場の排水基準は120mg/lです。
- 公共用水域※の水質に大きな影響を与える公共下水道の普及率は98.9%、水洗化率は98.8%で、ほぼ整備されています。

2) 取組

<目標値：水環境の保全>

目標設定項目	目標値
水洗化率	100%
河川環境基準※	達成率 100%
浄化槽設置率	100%（令和6年度）

【町の施策】

- 水質汚濁防止法※に基づき監視・指導に努めます。
- 浄化槽設置者に補助金を交付します。
- 引き続き水洗化率100%を目指して水洗化を促進します。
- 毎年河川等12ヶ所で水質調査を実施し、基準値を超える箇所の追跡調査の実施、および環境基準※の達成率100%を目指します。
- 毎年10月の浄化槽月間に合わせ、広報により啓発を行います。

【町民の行動指針】

- 単独処理浄化槽※は合併処理浄化槽※への転換を図りましょう。
- 流しに廃油や食べ物の残りを流さないようにするなど、家庭での生活排水対策に努めましょう。

【事業者の行動指針】

- 水質汚濁防止法※や県公害防止条例などの法令を遵守しましょう。

1-3 騒音・振動の防止

1) 現状と課題

- 自動車騒音は、北新地運動公園および西谷建工の道路端では、昼間・夜間とも環境基準※を達成していません。特に、北新地運動公園では要請限度※も達成していません。
- 自動車騒音の面的評価※については、昼夜間とも基準値以下だった戸数割合は 86.0%（広島県平均 92.1%）、昼夜間とも基準値を超過した戸数割合は 8.9%（広島県平均 3.4%）で、いずれも広島県平均より悪くなっています。
- 環境騒音は、もみじ銀行坂支店では夜間での環境基準※を達成していません。
- 道路交通振動は、要請限度※を超過した地点はありません。

2) 取組

【町の施策】

- 騒音・振動規制法に基づき、騒音・振動の発生源への監視を継続して行い、工場等の騒音や振動については、適切な指導に努めます。

【町民の行動指針】

- 近隣の住民の迷惑となるような騒音等の発生抑制に努めましょう。

【事業者の行動指針】

- 騒音・振動規制法を遵守しましょう。
- 騒音・振動の発生が予想される場合には、低騒音振動設備、防音・防振設備を導入しましょう。

1-4 廃棄物処理の推進

1) 現状と課題

- ごみの1人1日当り排出量は1,114g（令和元年度）となっており、広島県平均 876 g、全国平均 918 g（いずれも平成 30 年度）を上回っています。
- ごみ排出量は、事業系は減少傾向にありますが、家庭系は平成 22 年度から平成 23 年度にかけて増加し、平成 23 年度以降横ばいで推移しています。
- ごみ排出量が他都市に比べ多いのは、ごみ処理がガス化溶融炉で行われるため、排出抑制につながる可燃物と不燃物の分別を行う必要がないことによるものと思われます。

2) 取組

<目標値:廃棄物>

目標設定項目	目標値
ごみの資源化率	25%（令和5年度対平成24年度）
ごみの排出量削減	-5%（令和5年度対平成24年度）

【町の施策】

- 環境月間の6月に広報誌等で3R※活動の啓発を行います。
- 町民参加による3R※の推進やマイバック運動の働きかけを行います。
- 「ごみと資源の出し方」を全戸配布し、新たな分別収集の検討を行います。
- 「ごみ分別早見表」を再検討します。
- ごみ処理に関する社会見学による啓発を推進するとともに、環境学習を強化します。
- ごみ処理・運搬の委託業者への指導や処理施設の検査を強化します。
- 各住民協議会に資源回収奨励金を交付し、リサイクルを支援します。
- 不法投棄のパトロールを強化するとともに、野外焼却の注意指導を行います。

【町民の行動指針】

- 3R※のうち、何よりも「リデュース」（ごみを出さない）を優先させましょう。
- ごみを排出する際は分別を徹底し、資源ごみは決められた場所に置くようにしましょう。
- 買い物の際はリサイクル商品や詰め替え商品を購入するようにし、不要なものは買わないようにしましょう。また、マイバックを使うようにしましょう。
- フリーマーケットやリサイクルショップを活用しましょう。
- 不法投棄や野外焼却はやめましょう。



【事業者の行動指針】

- 事業所から出るごみの分別・減量化を徹底するとともに、リサイクルにより再資源化を推進しましょう。
- 事業所での物品の購入にあたっては、再生品や環境に配慮した製品を選び、グリーン購入を推進しましょう。
- リサイクルしやすい製品の開発、商品の簡易包装等に努めましょう。
- 産業廃棄物の適正な処理を行ないましょう。



2. 自然環境

基本目標	施策の柱
自然環境の保全	2-1.動植物の保全
	2-2.森林・農地の保全

2-1 動植物の保全

1) 現状と課題

- 本町は、住宅地、商業地、工業地、山地、農地が狭い範囲で相接してパッチ状に存在しているため、様々な種があたかも境界線がないかのように生息していることが特徴としてあげられます。
- 本町には植物ではキキョウやエビネなど 6 種、動物ではギフチョウやハッチョウトンボなど 10 種の希少種（レッドデータブック※記載種）が生育・生息しています。
- アルゼンチンアリなどの外来生物の被害が報告されています。

2) 取組

【町の施策】

- 町内に生育・生息する動植物について、生物多様性※を確保するという観点から、その生息環境を保全します。
- アルゼンチンアリについては、薬剤を配布し、一斉駆除を実施します。また、アンケート調査を行い、生息状況を把握し、広報誌による情報提供に努めます。

【町民の行動指針】

- 地域の自然について理解を深め、自然を大切にしましょう。
- 自然観察会等に積極的に参加しましょう。
- レッドデータブック※に記載されている希少野生動植物の捕獲・採集はしないようにしましょう。
- 外来種※の動植物やペットなどの生き物を安易に野外に捨てないようにしましょう。



【事業者の行動指針】

- 各種工事を行なう際は、生き物に配慮した工法や土木資材を採用するようにし、ミチゲーション※等の手法により、野生動植物への影響が最小になるように努めましょう。

2-2 森林・農地の保全

1) 現状と課題

- 健全な森林の育成、循環型社会の構築や地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的に「コミュニティホールさか」や「Sunstar Hall」等の公共施設において木材を多く使うなど、県産材の利用促進を図っています。
- イノシシによる鳥獣被害がみられ、駆除に取り組んでいます。

2) 取組

【町の施策】

- 公共施設建設に際しては、木造化や室内の木質化を積極的に検討します。
- 農地や農作物への鳥獣被害防止のため、防除施設設置費を補助します。

【町民の行動指針】

- 植林※や間伐などの森林ボランティアに積極的に参加しましょう。
- 間伐材を活用した製品を積極的に利用しましょう。

【事業者の行動指針】

- CSR（企業の社会的責任）活動※として、森林保全活動に参加しましょう。



3. 快適環境

基本目標	施策の柱
快適環境の創造	3-1. 修景緑化の推進
	3-2. 清掃美化の推進

3-1 修景緑化の推進

1) 現状と課題

- 市街地を中心に横浜公園、さか・なぎさ公園、平成ヶ浜中央公園、北新地運動公園、ベイサイドビーチ坂、きらり・さかななぎさ公園等の公園や、ウォーキングトレイルが整備されています。
- これら既存の公園と遊歩道コース等を有機的に結びつけ、「21 世紀健康増進公園ネットワーク」として整備しています。

2) 取組

＜修景緑化の基準＞ 東部流通業務地区の緑化率：18%

※ 東部流通業務地区においては、環境保全協定書に基づき、締結事業者は、事業場の緑化について、緑地面積の 18%以上となる緑地計画を策定しています。そのため、この基準値は、遵守すべき基準です。

【町の施策】

- 平成ヶ浜地区では地区計画を策定し、県条例により建築物や工作物等の景観指導を行っています。
- 公園等への町木の植栽を推進します。
- 東部流通業務地区環境保全協定・建築協定による緑化を推進します。
- グリーンカーテンの普及に向けた講習会を開催し、その普及を支援します。

【町民の行動指針】

- 樹木や草花の植栽や生垣の設置等により住宅の緑化に努めましょう。
- 地域の道路や公園の植物の維持管理に協力しましょう。

【事業者の行動指針】

- 空地の緑化や工場緑化、壁面緑化や屋上緑化等により事業所の緑化に努めましょう。
- 事業所周辺の道路や公園の植物の維持管理に協力しましょう。
- 建物の建設や開発行為を行なう際は、緑の保全や緑化に努めましょう。



3-2 清掃美化の推進

1) 現状と課題

- 河川については、総頭川一斉清掃や天地川清掃のほか、各地区の住民福祉協議会により、河川清掃や生活用水路等の清掃が行なわれています。
- 道路や公園については、各地区の住民福祉協議会により、「坂町ふるさと自然のみち一斉清掃事業」が行なわれています。
- 海岸については、「リフレッシュ瀬戸内」坂町海岸清掃が平成ヶ浜海岸、横浜海岸、小屋浦海岸など5つの会場で行なわれています。

2) 取組

【町の施策】

- 町内各地区の河川清掃、坂町ふるさと自然のみち一斉清掃、坂町海岸清掃等の支援を行います。
- 平成9年に施行したポイ捨て防止条例に基づき、ポイ捨ての防止の啓発看板を設置し、パトロールを行います。

【町民の行動指針】

- ポイ捨てや不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- 散歩時の犬のフンは必ず持ち帰るようにしましょう。
- 路上や灰皿がない場所では喫煙しないようにしましょう。
- 地域での清掃美化活動に参加するようにしましょう。
- 路上等でごみを見かけたら、回収するようにしましょう。



【事業者の行動指針】

- 廃棄物の適正処理を遵守し、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- 地域での清掃美化活動に参加するようにしましょう。
- 環境美化に対する社員教育に努めましょう。



4. 地球環境

基本目標	施策の柱
地球環境の保全	4-1. 地球温暖化対策の推進
	4-2. 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

4-1 地球温暖化対策の推進

1) 現状と課題

- 「坂町地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
- 「坂町地球温暖化対策実行計画〔第3期〕」における公共施設での削減目標は、平成23年度と比較して1%削減としていますが、平成29年度は約10.4%の削減でした。

2) 取組

<目標値:地球温暖化対策の推進>

目標設定項目	目標値
町の事務事業における二酸化炭素の総排出量の削減	2.6%（令和6年度対平成23年度）

【町の施策】

- 平成29年度から令和3年度までの5ヶ年を計画期間とする「坂町地球温暖化対策実行計画〔第4期〕」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
- 5月から10月末までの期間はクールビズを実施しています。
- 今後、公用車を順次環境に配慮した車両に移行していきます。また、普及に合わせ、電気自動車等の低公害車※の配備を検討します。
- 坂町公衆衛生推進協議会及び各地区住民福祉協議会と連携し、脱温暖化の啓発に努めます。
- ゼロカーボン社会の実現に向けて、カーボンサイクルの推進に取り組めます。

【町民の行動指針】

- 外出の際はできるだけ自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車を利用しましょう。
- 車の運転の際はアイドリングストップ※や滑らかなアクセルワークなどエコドライブ※に心がけましょう。
- 自動車購入時には環境に配慮した車両の購入に努めましょう。

【事業者の行動指針】

- 営業や出張の際はできるだけ自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車を利用しましょう。



- 社用車の運転の際は、アイドリングストップ*や滑らかなアクセルワークなどエコドライブ*に心がけましょう。
- 社用車購入時には環境に配慮した車両への移行に努めましょう。

4-2 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進

1) 現状と課題

- 坂小学校、横浜小学校、小屋浦小学校に太陽光発電システムを導入しています。
- 防災拠点として位置づけられ、災害時だけでなく、平常時においても再生可能エネルギー設備の有効利用が見込める Sunstar Hall において、太陽光発電等の再生可能エネルギーおよびそれに付帯する設備を導入しています。

2) 取組

【町の施策】

- 町内に設置している防犯灯を、蛍光灯から LED 照明への取替えを進めています。
- 学校・社会教育施設において、蛍光灯から LED 照明への取替えを予定しています。

【町民の行動指針】

- 電気製品のこまめなスイッチ操作を行い、冷暖房温度設定は適温を守るようにしましょう。
- 家電製品を購入するときは、省エネラベルのついた製品を購入しましょう。
- 長時間使わない電気製品はコンセントからプラグを抜くようにしましょう。
- お風呂は続いて入り、シャワーはお湯を流しっぱなしにしないようにしましょう。
- ヨシズやスダレ、「緑のカーテン」などを活用して日影をつくるようにしましょう。
- 太陽光発電やペレットストーブ*などの再生可能エネルギーの導入を推進しましょう。



【事業者の行動指針】

- 電気製品のこまめなスイッチ操作を行い、冷暖房温度設定は適温を守りましょう。
- 機器更新時には、インバーター式の電気製品*や LED 照明等の省エネ型の機器に買い換えましょう。
- 使用していない部屋や昼休みの消灯に努めましょう。
- 電力監視装置により使用電力の「見える化」を図り、エネルギー使用実態を把握するとともに、その削減に努めましょう。
- 高圧受電を行なっている事業所は、デマンド*を監視しピークカットやピークシフト*に努めましょう。
- 太陽光発電や小型水力発電、バイオマスボイラー*などの再生可能エネルギーの導入を推進しましょう。

5. 環境保全活動

基本目標	施策の柱
環境保全活動の推進	5-1. 環境保全活動の推進
	5-2. 環境学習の推進

5-1 環境保全活動の推進

1) 現状と課題

- 坂町公衆衛生推進協議会や各地区の住民福祉協議会により、河川や海岸、道路や公園など様々な場所において清掃や草刈などの清掃美化活動が行なわれています。
- 広島ベイマラソン大会や坂町悠々健康ウォーキング大会、「潮の香まつり」や「ようようまつり」では、坂町公衆衛生推進協議会により、様々な環境啓発事業が行なわれています。
- 本町での環境保全活動は、坂町公衆衛生推進協議会や住民福祉協議会に頼らざるを得ない状況で、地域での新たな活動団体の育成や、活動主体の世代交代が課題です。

2) 取組

【町の施策】

- 町内で行われている各種の清掃美化活動や、坂町公衆衛生推進協議会が行っている様々な環境啓発事業の支援を行います。
- 環境啓発ポスターおよび標語コンクールを引き続き実施します。
- 海洋中のマイクロプラスチックなど新たな国際的な課題の情報収集や啓発を行います。

【町民の行動指針】

- 地域で行なわれている環境保全活動や環境イベントに積極的に参加しましょう。
- 町民や活動団体同士のパートナーシップやネットワークを構築しましょう。

【事業者の行動指針】

- 地域で行なわれている環境保全活動や環境イベントに積極的に参加しましょう。
- 町や町民とのパートナーシップやネットワークを構築しましょう。
- 活動団体に対し、人員や施設、技術や設備・機器の提供等の支援を行ないましょう。
- 環境保全活動の実施状況について、ホームページや環境報告書を通じて積極的に情報公開しましょう。



5-2 環境学習の推進

1) 現状と課題

- 町内の小学生を対象とした「ECO キッズ講座」が夏休みの期間に行なわれています。
- 青少年育成坂町民会議事業として、「子ども駅前清掃」を町内各駅において実施しています。
- 町内の小学校 3 校に太陽光発電システムを設置して、子どもたちが環境についての興味や理解を深め、環境学習のきっかけとなるよう配慮しています。



写真 4-1 ECO キッズ講座(町民センター)

2) 取組

【町の施策】

- 子供たちを対象にした「ECO キッズ講座」や「子ども駅前清掃」を引き続き実施します。
- 町民を対象にしたグリーンカーテン講座を引き続き実施します。
- 学校の「総合的な学習の時間」などにおいて、出前講座を活用した環境学習を推進します。
- 学校敷地内あるいは周辺の自然を活かし、生きた学びの場としての環境学習の場の創出を図ります。

【町民の行動指針】

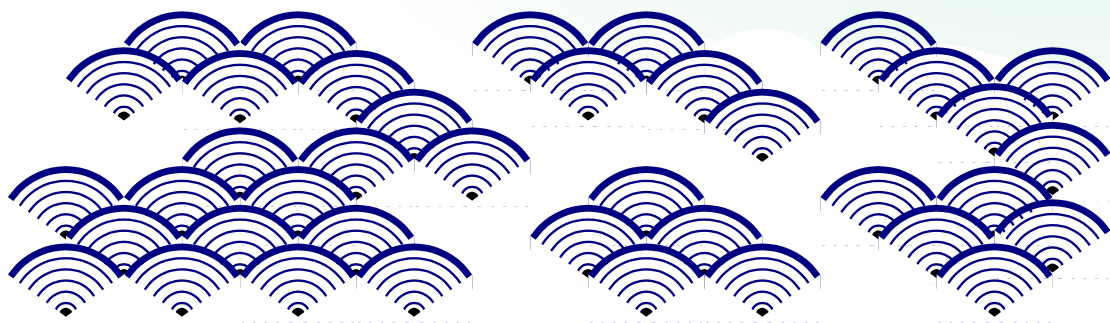
- 地域や学校での環境学習の機会を活用して環境学習に取り組み、環境に関する知識や意識の向上に努めましょう。
- 環境学習で得た知識を地域での環境保全活動に活かしましょう。

【事業者の行動指針】

- 専門性を活かし、出前講座への講師派遣や、施設見学の受け入れを行なうなど、事業者でなくてはできない取組を推進しましょう。



第5章 重点プロジェクト



1. 重点プロジェクトの設定

1-1 重点プロジェクトの設定

本計画は、策定することが目的ではなく、実行することが目的であることは言うまでもありません。環境基本計画は、実行が伴って初めて意味のあるものになります。そのため、計画策定の次年度（平成 27 年度）より、計画でうたわれた施策のうち、取組み可能なものから実行に移し、実際に成果を上げていくことが重要です。

そのためには、次のような特徴を持つ施策を「重点プロジェクト」として位置づけ、庁内においては関連部署との調整や予算等の事業の担保を確保するとともに、関係する町民、団体等との連絡・調整を図り、モデル的に実際の活動に取り組んでいく必要があります。

- ① 地域で環境活動の取組みが行われており、発展的に取り組める
- ② 実現性が高く、本計画の意義が町民にアピールできる
- ③ 町民から前向きにとらえられ、支持が得られる

このような視点に立ち、坂町の青い海、緑の山、清らかな川を次世代につなぎ、将来を担う子ども達が坂町の自然を知り、守っていくために、自然環境学習を通して環境に関する知識の習得および坂町の自然を思う心の育成を行う次のような施策を「重点プロジェクト」として設定します。

<重点プロジェクト>
海・山・川の自然を次世代につなぐ環境学習プロジェクト

1-2 実施主体

重点プロジェクトは、次のような組織を実施主体とします。

【実施主体】坂町、坂町公衆衛生推進協議会、地区住民福祉協議会

1-3 目標

坂町の自然環境の実態調査を継続して行う。また、ごみ削減啓発パンフレットを作成することにより、ごみの抑制にも活用が期待できることから、重点プロジェクトの目標を次のように設定します。

【目 標】ごみの排出抑制（令和 6 年度まで）

2. 重点プロジェクトの内容

坂町の自然を次世代に遺すため、環境保全意識の向上を図り、ごみの排出抑制や自然保護につなげるとともに、自然とふれあうことによる豊かな心の育成を図るため、坂町の山・において自然体験活動を実施します。また、ごみ削減啓発パンフレットを作成し、ごみの抑制を推進します。

2-1

山あい自然散策教室(継続事業)

対 象 者：町内の小学生および坂町公衆衛生推進協議会、地区住民福祉協議会 等

場 所：坂地区、横浜地区、小屋浦地区の山

目 的：坂町の山あいの環境（不法投棄ごみの実態や生物の状況）を知ることで、不法投棄排出抑制や自然保護意識の向上等の意識啓発を行います。また、参加者が山あいの生物（動植物及び昆虫類）等を記録することで、坂町の自然環境の実態を調査します。

実施方法：山自然の専門家を講師として招き、山あい自然散策教室を実施します。坂町のエリアを設定の上、山あいに生息する生物を書き留めてもらい、環境防災課にて集約します。講師と意見交換し、実際に存在した生物を実態に基づき、調査結果として残します。

2-2

ごみの排出抑制(継続事業)

対 象 者：町内の小・中学生および坂町公衆衛生推進協議会、地区住民福祉協議会 等

場 所：町民センター等の会議室

目 的：ごみ削減啓発パンフレットを作成後、パンフレット等を活用し、ごみの排出抑制や環境意識の向上を図ります。

実施方法：環境全般を専門とする講師を招き、坂町の環境実態を報告し、坂町の自然を守るために必要なこと（ごみの分別、ごみの排出抑制等）について、講義を行います。



写真 5-1 里山教室

3. 重点プロジェクト実施体制

重点プロジェクトは、次のような実施体制で事業を推進します。

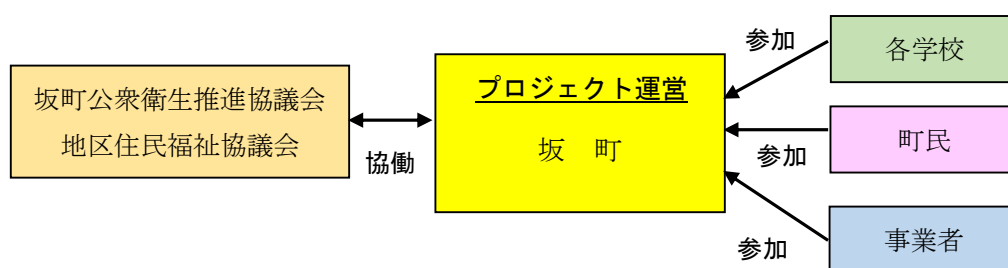


図 5-1 重点プロジェクト実施体制

4. スケジュール

表 5-1 スケジュール

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
山あい散策教室	森山	小屋浦	坂	横浜	小屋浦	
ごみの排出抑制		町民センター	坂小学校	横浜小学校	小屋浦小学校	

※ 令和 7 年に事業継続の如何について検討する。

5. 重点プロジェクトのイメージ

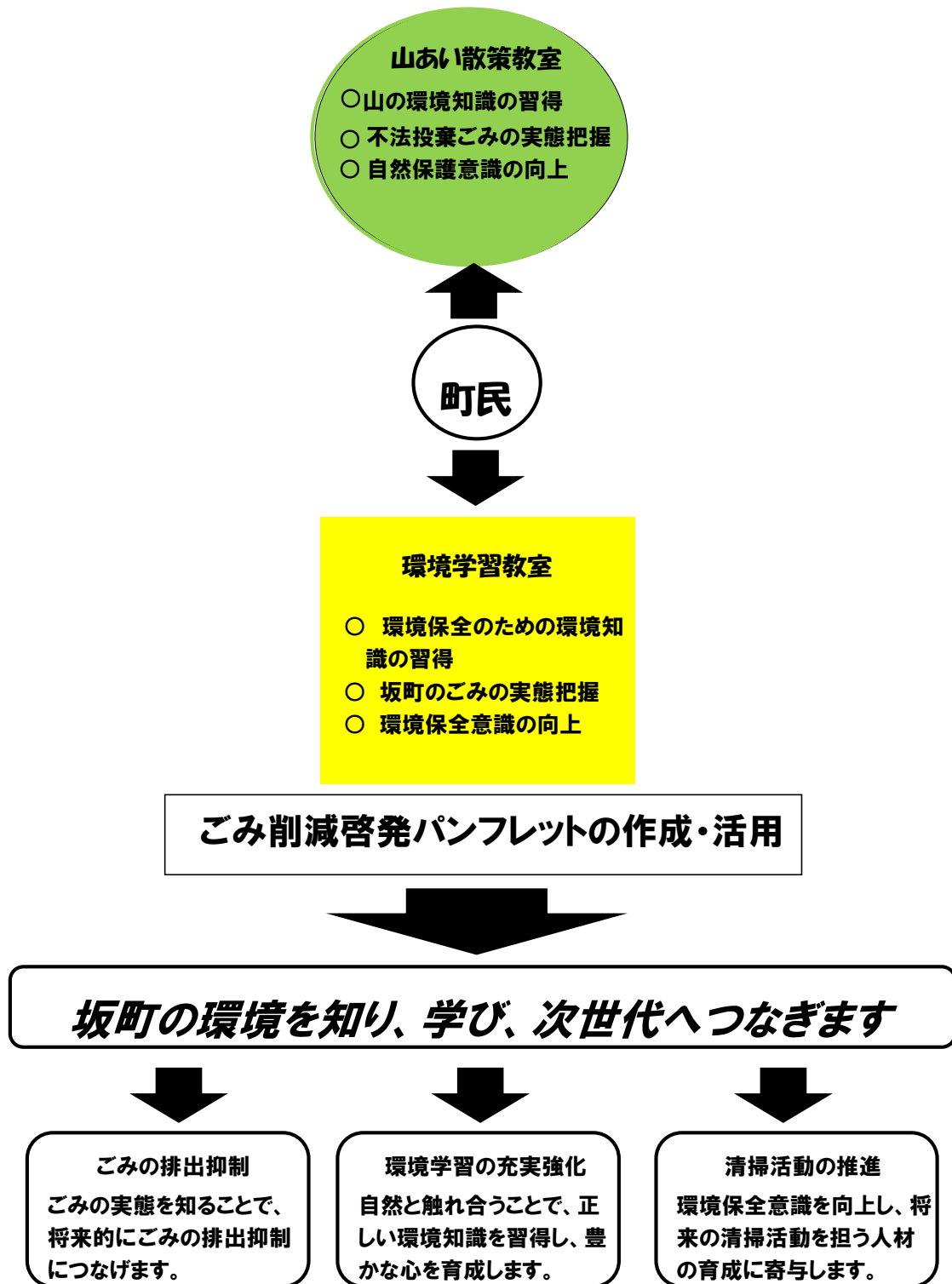


図 5-2 重点プロジェクトのイメージ

